

(36)～(37)安達生恒「農本主義論の再検討」、六四頁

(38)安達生恒「農本主義論の再検討」、六七頁

(39)菅野正「農本主義について考える」、日本村落研究学会編『村落社会研究』五号、農山漁村文化協会、一九九六年、七頁

## 第二編 日本農本主義の歴史的展開

### はじめに — 本編の課題

本編では、時代状況と関わらせながら、従来、農本主義者であると指摘されてきた主要な人物を、①老農(二宮尊徳、中村直三、石川理紀之助)、②官僚(大久保利通、松方正義、井上馨、品川弥二郎、平田東助、前田正名、石黒忠篤、岡田温)、③教学(荻生徂来、安岡正篤、菅原兵治、加藤完治)、④官学・非官学アカデミズム(新渡戸稲造、横井時敬、柳田国男、有賀喜左衛門)、⑤社会運動家(横田英夫、山崎延吉、権藤成卿、橋孝三郎、石原莞爾)と分類・代表化し、彼等が本当に農本主義者と言えるのか、いかなる根拠で農本主義者と言えるのか、という問題も含めてその思想の流れを追い、農本主義の歴史的展開を整理する。ところで、時代状況との関わりを考察するには、時代区分(1)が必要であろう。筆者は、五期に区分して、農本主義の展開を捉えたいと考えている。第一期は、荻生徂来および二宮尊徳の時代であり、徳川封建制動揺・崩壊期である。すなわち、徳川元禄期(一六八八～一七〇三年)から明治維新までの時期である。第二期は資本の原始蓄積期であり、明治政権の成立(一八六八、明治元年)から明治憲法体制成立(一八九〇、明治二三年)までの時期である。第三期は産業資本確立期であり、第一次大戦終了(一九一四、大正三年)までの時期である。第四期は独占資本主義体制期であり、満州事変勃発前(～一九三〇、昭和五年)までの時期である。第五期は国家独占資本主義体制期であり、準戦時体制期(一九三一～三六年、昭和六～一一年)と戦時体制期(一九三二～四五年、昭和一二～二〇年)に区分される。この時代区分にしたがい、①教学農本主義、②老農農本主義、③官僚農本主義、④アカデミズム農本主義、⑤社会運動農本主義の主張を検討する。

ところで、農本主義研究においては、地主制の展開程度、農民層の分解程度が、時代区分の指標として考慮されるべきであろう。すなわち、第一期においては、一方で地主が形成され、封建制度を腐蝕していくが、他方で貧農が増え、土地を手放し、逃散するなど、没落を深め、農民一揆が多発してくる。そうした中で、村役人層を担っていたのは、豪農、老農であった。こうした農民層分解への対応が、荻生徂来などの教学農本主義や二宮尊徳の老農農本主義であったのである。第二期においては、地租改正、地方制度の確立など、封建諸制度の解体が進められ、地主制(手作り地主)が確立してくる。この手作り部分の耕作性に基づいて、中村直三、石

川理紀之助などの老農農本主義が展開され、開明派官僚の大久保利通、大隅重信、松方正義、井上馨などによって、その老農農本主義の官製化がなされるのである。しかし、とりわけ松方デフレ以降、小農民の没落が激しく進行してくる。こうした事態に対応して、品川弥二郎、平田東助などの保守国粋派官僚の保守官僚農本主義が、信用組合形成等をもって対応することになる。この小農民の没落は、地主の寄生化の裏面であり、地主が耕作農民的性格を失ってくる。こうして、第三期においては、小農民は小作農として寄生地主制に組み込まれていくのである。そうした状況に対する耕作地主の立場からの対応として、前田正名の保守官僚農本主義、石川理紀之助の老農農本主義などが展開する。また、官僚時代の柳田国男の農政学などが展開することになる。さらに、官学アカデミズムにおいても、農への注目がなされる。新渡戸稲造などの論考がそれである。そして、社会運動農本主義として、山崎延吉の農村自治運動が展開される。第四期においては、寄生地主制の矛盾が露呈し、小作争議が激化することになる。そうした状況への対応として、石黒忠篤の小作立法案の試みが出る。これは、革新官僚農本主義の展開である。官学・非官学アカデミズムも、小作争議を社会問題として捉えることになる。横井時敬、柳田国男などの論考にそれが示される。また、小作農民の立場に立った横田英夫の農村救済運動など、社会運動農本主義も展開されるのである。第五期においては、農村恐慌による農村疲弊が深刻化し、その打開を求める世論と連動しながら、国家主義、軍国主義が台頭してくる。そこで、農政は経済更生政策を進め、岡田温などの官僚農本主義などがその理論化を行い、柳田国男や有賀喜左衛門のアカデミズム農本主義が疲弊農村打開の主体を探り、加藤完治の神道農本主義、安岡正篤や菅原兵治の郷学農本主義などの教学農本主義が農民道徳の形成を試み、権藤成卿、橋孝三郎、石原莞爾などの社会運動農本主義が、農本社会改造を模索するのである。筆者は、時代区分と農本主義の展開の関連の大枠を、そのように捉えている。

なお、同一人物がいくつかの時代区分にまたがっている。そこで、取り上げる著書の出版年度などを考慮して、第一期に荻生徂来、二宮尊徳、第二期に大久保利通、松方正義、井上馨、品川弥二郎、平田東助、石川理紀之助、第三期に前田正名、柳田国男、石川理紀之助、新渡戸稲造、山崎延吉、第四期に、石黒忠篤、横井時敬、柳田国男、横田英夫、第五期に岡田温、柳田国男、有賀喜左衛門、権藤成卿、橋孝三郎、石原莞爾、加藤完治、菅原兵治、山木武夫、長南七右衛門、平田安治らを位置づけることにする。石川、柳田に関しては、複数の時期に分けて検討することになる。

### 註

(1)近代日本の時代区分については、大石嘉一郎「近代史説」、『日本歴史』一四

巻、岩波書店、一九七五年、を参考とした。

## 第一章 徳川封建制動揺・崩壊期の農本主義

### 第一節 封建権力と農本主義 — 萩生祖来の思想

#### 第一項 封建権力と武士道

封建権力の基礎が、自給経済下の封建農民からの収奪にあることは言うまでもない。木村靖二は、徳川家康が「難儀ならぬほどにして気促をさせぬが百姓共への慈悲なり(1)」、あるいは「百姓は生き過ぎぬやうにまた死なぬやうに収納せよ(2)」と述べ、本多正信が「百姓を治むるの法は一年入用の食料だけを残して其の余は年貢に取り、彼等の手許には財の余らぬ様且不足無き様に治るべし(3)」と述べたことに、徳川幕府の農民把握の本質を指摘している。ここには、〈農民は、過度に収奪しなければ、その限界までは従順である〉という封建権力の農民観が示されている。序論第一章においては、荘内藩の領民観に、農民を「自分勝手」(菅実秀)とみる見方のあることを指摘したが、封建権力は基本的には農民を従順であると見ていた。だからこそ、封建権力は、従順な農民からの限界的収奪を絶えず追求するのである。そのために、儉約と勤労を強いる。例えば、儉約の強要としては、農民の生産・生活への干渉政策があった。一六一六年(元和二)一〇月の煙草の禁止、一六四二年(寛永一九)五月の木綿以上の着物禁止、煙草栽培禁止、造酒禁止、うどん・切麦・素麺・饅頭・南蛮菓子・そば切等の商売禁止、豆腐製造禁止、雑穀を食すこと、などがあった(4)。また、「徳川氏の郷村に対する法度書には、……奢侈を厳禁し、不相応の家屋を造るべからず、華美の衣服を着すべからず、また甚しきは、百姓の常食には、雑穀を用い、米は糲りに食うべからず等と令してある(5)」のも、儉約の強要である。加えて、農民に対する移転禁止政策、五人組を基礎とする貢租連帯責任制などがある。そして、農業生産に関しては、基本的に、勤労が説かれるのである。この勤労と儉約は、土地永代売買禁止、土地分割制限などとともに、封建制社会の基礎をなす自給経済を維持しようとするものである。この勤労と儉約は、農本主義の基本的特徴の一つでもある。そして、封建社会は、士農工商という身分秩序であり、その限りにおいて農民の地位は高い。このように、何等かの意味で農業・農民を重視する考え方が農本主義であるなら、封建権力は農本主義だと言わなければならない。勿論、封建権力の農業・農民重視は、支配基盤・収奪対象としての重視なのであり、そのこと自体が農民軽視であることは言うまでもない。本論文においては、封建権力が農本主義であるとは考えない。それは、封建権力が農民を軽視したからではなく、封建という性格から農本主義が形成されたと考えていないからである。但し、封建権力が農業・農民に依拠する限りにおいて、農本主義的色彩を帯びるであろう。もし、封建権力思想が、耕作農民の〈心性〉を共有しているの

であれば、農本主義ということになる。しかし、そのようなことはない。すなわち、封建権力思想は、まったく農本主義に含めることができないのである。

さて、封建権力は、自給経済を持続させることはできなかった。それが、徳川封建制の動揺・崩壊の要因となる。すなわち、元禄期以降、地主が形成され、地主の前期的資本(商人資本、高利貸資本)への転化が進み、徳川封建制が動揺を示してくる。こうして、ペリー来航(一八五三、嘉永六年)以降の幕末期において、徳川封建制は崩壊していくのである。この動揺・崩壊をもたらしたのは、一八世紀における農村への商品貨幣経済の浸透であった。山崎隆三が言うように、「一八世紀を通じての農民的商品生産の展開においては、それが米作生産力の発達を基礎としたものであるだけに、米の商品化もいちじるしく進展したが、それにもまして綿・繭・菜種・楮、茶・藍・紅花・甘藷など工業原料作物の商品化とそれにもとづく各種加工業、綿織・製糸・絹織・絞油・製紙・製茶・染料・製糖などの多彩な発展こそ、この期の発展を最も特徴づけるものであった(6)」のである。これが、農民層の分解を促進することになる。すなわち、農作物の商品化を拡大する豪農の発展、各種加工業の兼営化、および商人資本や高利貸資本への転化が進むのである。同時に、貧農が増加し、豪農の地主化と表裏をなす貧農の小作化が進む。また、貧農・小作が各種加工業を家内工業で支えることになる。こうした農民層分解と並ぶ重要な変化が、下級武士の困窮化であった。こうした事態への対応の一つとして、封建権力は、幕制改革を試みた。例えば、一八四一(天保一二)年の天保の改革において、水野忠邦は、儉約、武芸奨励、風紀取締り、大名や旗本の負債棄捐・返済扶助、人返し(土着化させ、勤労させる)、株仲間解散(商業高利貸資本への転化抑制)などを打ち出すのである。この改革は失敗したが、考え方として、大名や旗本の借金を軽減させ、下級武士、貧農、庶民に対しては、儉約、武芸・風紀(武士道精神)、人返しなどを強要し、豪農や前期的資本に対しては、その発展を抑制しようとしたのである。こうして封建権力は、自給経済への引き戻しを考え、一貫して、儉約や勤労を強要するのであった。ところで、封建権力の求めた勤労と儉約が、下級武士や農民にとって単なる外的強制であるなら、それは長続きしないであろう。したがって、封建権力はそれを道徳化する必要があったのである。こうして、武士は領民を守るのが道であると同様に、年貢納入は領民の道だと説かれる。例えば、萩生祖来の高弟太宰春台は、「凡農人は君より田畑を受け耕作し租税を上へ奉る。……凡天下の人は皆王者の民なれば租税を出し、徭役に使むるは民の道なり(7)」と言う。このように、封建権力に沿った勤労・儉約を農民道徳化することは、神道や儒学に求められたのであるが、彼等はそれを武士道精神の再興と絡めて行おうとしたのである。それにしても、農民道徳を形成するには、農民的〈心性〉を汲まなければならないであろう。すなわち、教学が、武士道を農民道徳に適応させるには、農民的

〈心性〉と武士道を調和させなければならない。それを試みる故に、教学は「教学農本主義」となるのである。そこでまず、武士道とは何かを検討し、その上で、获生徂来の思想を検討することにする。

さて、武士道の原型としては、一六一五年(元和元年)の「武家諸法度(8)」があるが、武士道の源はここに尽きるものではない。新渡戸稲造によれば、武士道の源は、仏教、神道、儒学にあった。仏教は「武士道に、運命に対する安らかな信頼の感覚、不可避なものへの静かな服従、危険や災難を目前にしたときの禁欲的な平静さ、生への侮蔑、死への親近感などをもたらした(9)」のである。この「仏教が武士道に与えなかったものは神道が十分に提供した。他のいかなる信条によっても教わることのなかった主君に対する忠誠、先祖への崇拜、さらに孝心などが神道の教義によって教えられた。そのため、サムライの傲岸な性格に忍耐心がつけ加えられた(10)」のである。そして、新渡戸は、神道の自然崇拜が国土愛を生み、神道の祖先崇拜が、天皇家を民族全体の源とさせたと考える。こうして、「神道の教義は、日本人の感情生活を支配している二つの特徴、すなわち愛国心と忠誠心をあわせもっている(11)」と指摘される。これを確認させたのが、孔子、孟子、王陽明の儒学であった。すなわち、「道徳的な教義に関しては、孔子の教えが武士道のもっとも豊かな源泉となった(12)」が、孔子の言う君臣、父子、夫婦、兄弟、朋友の五つの倫理的関係とは、「日本人の本能が認知していたことの確認にすぎない(13)」のであった。そして、孟子の「力のこもった、時にははなはだしく人民主権的な理論は、思いやりのある性質をもった人々にはことのほか好まれた(14)」と言う。そして、「武士道は知識のための知識を軽視した(15)」のであり、「知行合一をたゆまずくりかえし説いた王陽明をその最大の解説者として見出した(16)」と指摘している。

この武士道の基本原理を、新渡戸は、「義」、「勇」、「仁」、「礼」、「誠」、「名誉」、「忠義」として説明している。「義」とは、「正義の道理」である。この「義」から「義理」が派生する。「義」は自然的であり、「義理」は人為的である。その関係を、新渡戸は、「親に対する行為においては愛情が唯一の動機である。だが万一、愛情をもてなくなったときには、親に対して孝養を命ずる何か別の権威が必要である。そのような事実から義理は生まれた(17)」と説明している。この人為性を根拠に、「義理」は行為準則へと客観化されるが、「それはしだいに世論が果たすべき義務と世論が期待する漫然とした義務感を意味するものとなってしまった(18)」のであり、しばしば「詭弁」、「偽善」、「臆病」に墮落すると指摘する。「勇」は向う見ずの心ではなく、「道理に任せて決定して猶予せざる心(19)」である。また「仁」の政治においては、「人民の意向と君主の意志は一致し、人民主権の考えと絶対主権とはたがいに融合しあっている(20)」と考えられている。「礼」とは、「他人に対する思いやりを表現すること(21)」であり、礼儀作法として客観

化する。この一定の手順は、「結局は時間と手間を省く最上の方法(22)」となっている。「礼」には合理性があるのである。また、「武士に二言はない」のが「誠」である。「名誉」は、境遇から生じるのではなく、「自己の役割をまっとうに努めることにある(23)」のである。そして、「忠義」とは、「義」への服従であり、より高い命令に対する絶対的従順の根拠となる。また、「武士道では個人よりも国がまず存在すると考えている(24)」のであり、「忠義」は個人ではなく、国に向けられるのである。

この武士道は、商人道とまったく異質である。武士道は、「銭勘定ごとと算盤は徹底して忌み嫌っていた(25)」のである。だから、工商には、武士道的道徳は馴染まなかったのである。しかし、士と農には共通点があった。「サムライは土地からその禄を得ていたし、もしその気があれば家庭菜園で農耕をすることもできた(26)」のである。建前として、封建社会の基礎である土地と農民を軍事的に守るのが武士であり、その土地を育てるのが農民である。武士は収奪する者であり、農民は収奪される者であるが、彼等がともに全体を支えているのだと考えるならば、両者が共通する行為準則を持ち得るのである。こうして、新渡戸は、武士道が農士道を醸成し、さらに日本道徳として、「大和魂」になると考える。それを、「武士道精神がどのようにあらゆる社会的身分の中に浸透していったか、ということは男伊達として知られるある種の侠客の親分、すなわち民衆の中の自然なリーダーの発達によって見ることができる(27)」と説明する。新渡戸は、親分—子分関係に武士道精神が宿り、種々の社会関係に浸透していく、と見ているのである。

#### 註

- (1)~(3)木村靖二『日本農民騒動史』、二松堂書店、一九二五年、一九八頁、木村が、『校合雑記』と『落穂集』から引用したものである。
- (4)木村靖二『日本農民騒動史』、一九九~二〇一頁。
- (5)木村靖二『日本農民争闘史』、白揚社、一九三〇年、六五頁
- (6)山崎隆三『幕末維新期の経済変動』、『日本歴史』一三、岩波書店、一九七七年、一二七頁
- (7)木村靖二『日本農民争闘史』、六五頁。木村が、太宰春台『経済録』から引用したものである。
- (8)徳川家康が、大名の心得、居城修補・新築の制限、徒党禁止、婚姻許可など一三カ条を定めたものである。
- (9)新渡戸稲造著・奈良本辰也訳『武士道』、三笠書房、一九九七年、二三頁
- (10)新渡戸稲造著・奈良本辰也訳『武士道』、二四頁
- (11)新渡戸稲造著・奈良本辰也訳『武士道』、二六頁

- (12)～(14)新渡戸稲造著・奈良本辰也訳『武士道』、二七頁  
 (15)～(16)新渡戸稲造著・奈良本辰也訳『武士道』、二八頁  
 (17)新渡戸稲造著・奈良本辰也訳『武士道』、三五頁  
 (18)新渡戸稲造著・奈良本辰也訳『武士道』、三四頁  
 (19)新渡戸稲造著・奈良本辰也訳『武士道』、三二頁  
 (20)新渡戸稲造著・奈良本辰也訳『武士道』、四六頁  
 (21)新渡戸稲造著・奈良本辰也訳『武士道』、五五頁  
 (22)新渡戸稲造著・奈良本辰也訳『武士道』、五八頁  
 (23)新渡戸稲造著・奈良本辰也訳『武士道』、七九頁  
 (24)新渡戸稲造著・奈良本辰也訳『武士道』、八八頁  
 (25)～(26)新渡戸稲造著・奈良本辰也訳『武士道』、六八頁  
 (27)新渡戸稲造著・奈良本辰也訳『武士道』、一五三頁

#### 第二項 荻生祖来の教学農本主義

この武士道は、徳川封建制動揺期には形骸化していたが、それを再興し、それを基本に農民道徳を形成しようとしたのが、荻生祖来(一六六六～一七二八、寛文六～享保一三年)であった。そこで、徳川吉宗の藩政改革への祖来の意見書である『政談』(一七二七、享保一二年)を中心に、祖来の教学農本主義の特徴を検討する。この『政談』における提言のいくつかは、前述の天保の改革に取り入れられることになる。さて、『政談』は四巻構成であり、「巻之一」では、「治めの根本」が説かれ、「武威」によるのではなく、「法を立て直す」ことが重視される。そこで、「とにかく人を地に付くようにする事、これ治めの根本なり。人を地に付く仕形というは、戸籍、路引の二つ也(1)」と述べる。人別帳と旅切手で領民を管理する、というのがその眼目であった。そこに、五人組などによる相互扶助が機能すれば、「風俗自然と直り、悪人は自然と出ぬ(2)」と考える。そこで、農民の「人返し」、下級武士の土着化を促進し、「人を地に付く」ことを実現しようとするのである。だから、「田舎にても、大百姓の農業をせず、田地を皆小作に作らせ、その身はしもた屋のまねをするもの、近年は多くなる。これらも皆禁制すべき事也(3)」ということになる。「しもた屋」とは、商売せずに暮らしている家のことである。つまり、地主形成を抑制しようとしていたことが分かる。そして、「地広く民の少なき処もあるべし。地狭く民多き処もあるべし。さよの所のをばゆり合せする仕形もあるべし(4)」として、各藩内での農地と領民の計画的再配置を構想するのである。こうして、「とかく戸籍を立てて、人を土地に有り付ける仕形、古聖人の深知なる事、よく味い知るべし。本を重んじ、末を抑ゆるという事、これまた古聖人の法也。本とは農なり。末とは工商なり(5)」と、農本主義が主張される。こ

のように、戸籍・路引による領民管理政策の提言は、本を農と考えるところから発していた。工商を末としたのは、貨幣経済の弊害を意識してのことである。祖来は、「都鄙の境なき時は、農民次第に商売にまじゆき、国貧になるもの也。農民変じて商人となる事は、国政の上には古より大いに嫌う事にて、大切の事なり(6)」と述べていたが、さらに「武家御城下にあつまり居るは旅宿也」として、武士の困窮の原因をも、武士の城下集住＝宿屋住まい、したがって、金銭が必要な生活に求めていた。これが武士道をも形骸化させ、例えば、「預代」など、本来斬首すべき時も金銭で事をすませる風潮さえ生じていたのである。こうして、「武家を知行地におかざれば、しまりの至極に非ず。そのみならず、武道を再興し、世界の奢りをしらずめ、武家の貧弱を救う仕形、この外さらにあるべからず(7)」と主張する。祖来は、武士が農村に常住・土着化すれば「百姓ども我が俸ならず(8)」と考え、農民と武士の間に人情が芽生えることで階級対立が緩和される、と考えるのである。この祖来の庶民観は、「民はおろかなる者にて、後の了簡なきもの也(9)」との言葉にうかがえる。祖来は、武士が武士道をもって、おろかな民・百姓に「しまり」を付けるべきだと考えるのである。

これを、単なる心の在り方ではなく、制度で実現しようとしたところに、祖来の一つの特徴がある。それが、「巻之二」で論じられる。すなわち、祖来は、天下国家を治めるのは、個人の心の道徳的なあり方ではなく、聖人がつくった制度によると考えていた。その面を強調して、宮城公子は、祖来学を政治技術の総体と捉えている(10)。その限りでは、祖来にとって、武士道や農民道徳は、道徳としてではなく、制度として実現されるべきものであった。具体的には、「衣服・家居・器物あるいは婚礼・喪礼・音信・贈答・供廻りの次第まで、人々貴賤・知行の高下・役柄の品に応じて、それぞれに次第あるを制度という也(11)」と述べている。武士と町民・農民の生活様式に差別を立て、町民・農民の生活様式を細かく制度的に制約し、儉約を強いるのである。しかし、同時に、祖来が「天」を強調し、「人」と「礼楽」による文化政治を求めていたことにも注意すべきである。すなわち、祖来は、制度を形成する作爲の持つ狭さをも認識しており、それを超えた普遍的な行爲基準を求めていたのである。それを実践できるのが、「天意」にしたがう「器量ある」人である。それは「天道」であり、「聖人の道」であるが、武士の道も、農民の道も、それにしたがうべきものであった。このように、制度を重視する祖来にとっても、武士道規範の再興、農民道徳の形成が問題となるのである。しかし、それは、言語的教誨や刑政的統治によっては形成されないものであった。すなわち、それは、小島康敬の言葉を借りれば、「心身一体化して真に物に行為的に関わっていく時に成立する身体的行為的認識(12)」なのである。だから、祖来は、農民道徳を、農業労働という農民の身体的行為に基礎付けられた認識として捉えようとしたと考えられ

る。祖来は、主君徳川綱吉の咎を受け江戸御構いの身となった父方庵とともに、一四歳の時から一三年間、上総国長柄郡本納村で生活した経験がある。また、帰農した叔父・鳥居長左衛門と書簡往復を続けており、農村生活の情報を収集していたことがうかがえる。『政談』においても、例えば、「諸国の民耕作をいとい、米の飯を悦び、百姓を棄て商人になる故、衰微したる村々多き事、たびたび承る事也(13)」などと述べている。ただし、『政談』においては、祖来が農村社会をどう認識し、農民の〈心性〉をどう把握したのかを示す明確な記述はない。したがって、祖来の教学を農本主義に含めることには、異論の出ることも予想される。しかし、本論文では、祖来の教学を封建権力思想一般から区別し、封建権力思想が帯びる農本主義的色彩から区別している。勿論、封建権力は教学に代弁を求めたのであり、祖来の教学思想はそうした機能を発揮した。だが、それは、祖来の〈封建性〉に由来して出てきたのではなかった。過去の政治制度に関心を寄せ、その基礎を農村生活に求めた祖来の教学思想は、彼の〈農村認識〉に由来するものと考えられる。祖来が、幕府による田地売買禁止を批判したことなどにも、祖来の現実的な農村認識がうかがわれるのである。だから、「武家と百姓とは田地より外の渡世はなく、常住の者なれば、ただ武家と百姓の常住に宜しきようにするを治の根本とすべし。商人の潰るというにはかつて構うまじき事也(14)」と述べたのは、祖来の実感であろう。祖来の教学は、農民思想とかけ離れた封建権力が農民思想を取り込もうとした一つの形態であるとも見ることができ、農民思想が封建権力に入り込み足場を築こうとした一つの形態であるとも見ることができるのである。本論文では、祖来の教学を、そうした両面をあわせもつものとする。それ故、祖来の教学を「教学農本主義」として、農本主義の先駆として位置づけるのである。

ところで、「本とは農なり」との立場から、農民と武士のためなら、商人が潰れてもよいとする主張は、封建権力による前期的資本の抑制と呼応するものである。これを、桜井武雄は「農一切主義」と呼び、祖来が封建思想的農本主義者であると見たのである。桜井は、「封建社会の内部に於ける商業資本及び高利貸資本の発展、さらに端初的資本制商品生産の発生が、農奴制機構を浸食する脅威としてあらわれるとき、この時はじめて農本主義はfür sichとして、いわば『対自的』自覚のもとに顕現し、発動する(15)」と言う。このように、前期的資本の展開に対して、零細農耕に基礎をおく封建制度の危機意識として農本主義が活性化し、というのが桜井の捉え方であった。確かに、封建権力が農本主義的色彩を帯びるのは、そうした根拠によるのである。しかし、祖来は商品・貨幣経済の進展の動きを全面否定したのではなかった。全体の目的に沿う限りで、その存在意義を認めている。例えば、祖来は田地売買を禁止するのは間違いだと言う。すなわち、「今の百姓の田地は面々に金を出して買いたるものなれば、これを売ること定まりたる道理也。それを売

らせぬと言う事、甚しき無理也(16)」と指摘していた。また、「国天下を治るには、まず富豊かなるようになる事、これ治めの根本也(17)」と指摘していたのである。その点を捉えて、ある祖来学研究者は、祖来は「商人的営利の追求に一つの場所を与え、封建倫理解体を進めた(18)」と指摘している。その側面を引き継ぐのは、太宰春台であった。太宰は、「人ハ貴キモ賤キモ、衣食無テハ、一日モ存レヌ者他、礼義ハ人ノ守ルベキ道ナレドモ、飢寒身ニセマレバ、礼義ヲモ忘ルハ人ノ常也(19)」と述べ、精神主義を排し、祖来の合理主義を徹底化する。その立場から、藩営商業論を展開するのである。これは、実際、山形県庄内地方においては、祖来学が「御家禄派」の経営理念につながったことにも示されている。この封建倫理解体の側面は祖来学の近代性の側面である。そこに注目したのが丸山真男であった。丸山は、祖来が自然の秩序を否定して作為による秩序形成を説いた点に注目し、「秩序から行為した人間が秩序へと行為するに至った(20)」として、「思惟様式の近代性」を認めた。これは、祖来の合理主義の側面を捉えたのである。また、「巻之三」では役人に関する議論がなされ、「巻之四」では幕政の欠点が多方面から論じられているが、本論文では検討しない。

これまで見てきた祖来の教学農本主義の農民観は、「おろか」で「わがまま」で、武士による「しまり」が必要な農民という領民観であった。そして、武士と百姓に区分するのみで、いかなる農民階層を念頭に置いているのかは明らかではないが、「田舎は農業、御城下は工商の業をつとめぬ者のなきようにすること(21)」と述べたこと、田地売買を容認したこと、地主形成を禁制としたことなどから見て、零細な小農民ではなく、相当程度の規模を有する自作農民を理想としていたことがうかがわれる。祖来の時代にあっても、農民層分解が進み、「人返し」政策を必要とするほど逃散などが生じていたが、そうした中で、農地と領民の計画的再配置を構想したのであった。それを担う理想的農民は、小作農でもなく、零細小農民でもなく、自立可能な自作農民であったのである。そうした自作農民にふさわしい「しまり」を付けようとしたのが、祖来の教学農本主義であったと言えよう。したがって、農村認識に由来していたとはいっても、基本的立場が、武士に置かれていたことは言うまでもない。なお、教学農本主義による武士道を基本とした農民道徳形成の試みは、祖来からは明確に剔出することができない。むしろ、昭和初期の加藤完治、菅原兵治に鮮明に見られるので、彼等を検討する箇所で、再び取り上げることにする。

#### 註

- (1) 萩生祖来著、辻達也校注『政談』、岩波文庫、一九八七年、二九頁
- (2) 萩生祖来著、辻達也校注『政談』、三四頁
- (3) 萩生祖来著、辻達也校注『政談』、三五頁

- (4) 萩生徂来著、辻達也校注『政談』、三九頁  
 (5) 萩生徂来著、辻達也校注『政談』、四〇頁  
 (6) 萩生徂来著、辻達也校注『政談』、一四頁  
 (7) 萩生徂来著、辻達也校注『政談』、六九頁  
 (8) 萩生徂来著、辻達也校注『政談』、七〇頁  
 (9) 萩生徂来著、辻達也校注『政談』、三七頁  
 (10) 『日本史辞典』、東京創元社、一九九〇年、一四〇頁  
 (11) 萩生徂来著、辻達也校注『政談』、九九頁  
 (12) 小島康敬『徂徠学と反徂徠』、ペリかん社、一九八七年、二一頁  
 (13) 萩生徂来著、辻達也校注『政談』、三九頁  
 (14) 萩生徂来著、辻達也校注『政談』、一六二頁  
 (15) 桜井武雄『日本農本主義』、一九七四年、青史社、七四頁  
 (16) 萩生徂来著、辻達也校注『政談』、三三五頁  
 (17) 萩生徂来著、辻達也校注『政談』、八三頁  
 (18) 平凡社『哲学辞典』、著者不明  
 (19) 小島康敬『徂徠学と反徂徠』、五五頁からの引用である。  
 (20) 丸山真男『日本政治思想史研究』、東京大学出版会、一九六八年、二二六頁  
 (21) 萩生徂来著、辻達也校注『政談』、三四頁

## 第二節 農本主義の源流 — 老農農本主義の形成

### 第一項 老農の手本 — 二宮尊徳の老農農本主義

明治一〇年代および二〇年代前半は、「老農時代」と呼ばれる。その老農の思想は、農本主義の源流として位置づけられてきた。そうした老農として、中村直三、奈良専二、船津伝次平など「明治三大老農」をはじめとして、石川理紀之助、岩谷九十老、小柳津勝五郎、岡田佐平治、大堀七兵衛、金原明善、福住正兄、岡田良一郎、大沢市右衛門、森川源三郎、半谷清寿、中井太郎、益田素平、富田甚平、高多久兵衛、丸尾重次郎、阿部亀治、林遠里などが取り上げられてきた。豪農・地主が多いが、丸尾は自小作、阿部は小自作、林は士族であった。彼等の手本となったのが、二宮尊徳(一七八七～一八五六、天明七～安政三年)である。二宮の時代は、従来の時代から百二十年も後であり、ペリー来航直後に没している。この時期は、天明、天保の大飢饉が続き、加えて、過酷な貢租収奪があり、農民生活が根底から破壊された時期であった。二宮は、こうした荒廃した農村を復興し、生きる気力を失った農民に勤労意欲を回復させようとしたのである。二宮の終生の人生観は、積小為大であった。「小が積もって大となる(1)」のであり、そうした努力により、二宮は貧農から出発して三町八反もの土地集積をなした。その方法は、児玉幸多

「人間と自然との対話」、富田高慶『報徳記』などによれば、米と金銭の貸付であり、増やした田畑を小作地化して小作料を得たのであった。他人の金銭を預かり、その貸付を行って貰った。この利息、小作料は不労所得であり、その限りで、二宮には寄生性を指摘することもできる。すなわち、二宮の思想には前期的資本の性格が含まれていたことになり、必ずしも耕作農民的性格からのみ、その思想が形成されたわけではないということにもなる。しかし、自分の贅沢のための蓄財ではなかった。二宮は、貧農相互の経済互助組織としての「五常講」を考案している。五常とは、「仁」、「義」、「礼」、「智」、「信」であり、そうした倫理的自覚で結合し、連帯保証制度で維持する貸付組織を考案するのである。報徳金の貸付も、無利子であった。

そして、二宮の経済復興策=仕法は、家政改革から、藩政改革へ、そして幕政改革へと及んでいくが、そこには、封建権力に対する批判的・対立的視点があつた。二宮は、「文政元年、老中就任のおり出された大久保忠真侯の農政六カ条は、牛の頸木のようなもので、小田原領内の人民がみな心配している(2)」と、藩主を批判していた。しかし、二宮は、「善に導くために、悪を批評することは堯・舜の道とはまったく違う(3)」として、悪いことは言いふらさず、善いことをほめることが大事だと述べていた。だから、農民一揆のような実力行使には出ないのであるが、藩政改革に参画することで、批判点を自ら是正する努力をしたのである。例えば、新しい斗拵を考案し、藩に献納している。それにより、年貢米に含まれる「計りしのぎ三升が二升軽減され、領内全体では米五千俵が農民の利益になった(4)」のである。また、小田原藩の二宮の上役との抗争もあつた。飢饉にあえぐ貧農を救おうとすれば、封建的収奪と対決せざるを得ない。二宮は、役人について、「年貢増強のことばかり努力し、立身出世の褒美を内心にもつ人物では不相当と思う(5)」と述べていた。この封建権力批判の姿勢は、天保の大飢饉、大塩の乱(6)などを契機に明確となり、「天道にそむいて政治に不正があるときは民力は衰え、国家は滅び、田畑は荒地となる(7)」と述べていた。(お上の言うことは正しい)ではなく、(お上の政治にも正、不正がある)ことを、農民に説くのである。勿論、二宮は、武士と農民を対立的にのみ捉えていたのではなかった。二宮は服部家、宇津家、川副家など、武家の家政改革にも尽力したが、武士の困窮の原因を、武士の贅沢な生活と、年貢米収納の減少に求めていた。農民が困窮すれば、逃散なども増え、年貢米収納が減り、武士も困窮するという考え方を逆に言えば、農民を守ることは武士を守ることでもある、という考え方となる。これは、農民と武士を一体のものとして捉える考え方である。しかし、封建領主は、次第に二宮を敬遠していく。児玉幸多が指摘するように、「主家の家政改革の遂行について武士出身の門人たちが強力な協議体制をもってたがいに助言し合っていた(8)」のであり、割拠主義を建前と

する封建権力からすれば、二宮は危険人物となってきたのであった。

なお、二宮は、農民騒動の攻撃対象とされたこともある。二宮は、川副家(旗本)所領の一つである常陸国真壁郡青木村の立て直しに尽力したが、川副家との取り決めでは、「青木村の年貢収納の定額を決め、十年間は桜町領その他の報徳金を無利子で青木村に貸し付け、その定額を上まわる冥加米が納入されるようになったとき、報徳金を返済する。失敗したときは返済は不要、仕法のための川副家の出費は不要(9)」というものであった。こうして、青木村仕法が実行されるが、二宮は、村民の関心が報徳金の無利息貸付にのみ向いていることに気づき、村民の勤労意欲に疑問を抱いた。そこで、川副家の負債を村々で整理するよう命ずるのである。その他の御用金献納も加わって、青木村は、川副家のために総額六四〇両の借金を抱えることになった。これで、村民も必死の勤労となるはずであった。同時に、村民相手の高利貸して質地を買い集めていた代官役の館野勘右衛門の田畑と貸付金相当額を仕法土台金に加入させている。しかし、二宮は、青木村が報徳金返済に向けた努力を怠り続け、役人も施策を誤っていると、川副家へ青木村仕法の引き取りを要求するに至るのである。多額の借金を抱えたまま、仕法引き取りとなれば、村民は死活問題となる。そこで、一八四六(弘化三)年十一月、他村の農民も加えた多数の農民が明神山に立てこもり、二宮に、〈青木村の内借金六四〇両を立て替える〉と要求したのである。この時、二宮は内金五十両を使い、者に持たせ、危機を回避し、六百両余は無利息十年賦で貸し付けることにしたのである。結局、青木村の仕法は失敗し(10)、川副家は報徳金を返済しなかった。この失敗例から、二宮と耕作農民の関わり方を捉えると、二宮が飢饉にあえぐ農民を無前提に救おうとしたわけではなかったことが分かる。二宮は、怠惰な農民を嫌っていた。しかし、農民にとって、コツコツ努力しても報われない現実がある。農民には、積小為大は、難しいことである。農民は、生活が困窮しているため、損得に敏感であった。二宮はそこに着眼して、得(褒美)を餌にする方法や、逆に損により注視させる方法をとったのである。しかし、そうした方法の欠陥も現れた。農民もしたたかであり、二宮の報徳金だけ得ようとしたのである。だから、二宮は農民を見捨てようとしたが、結局見捨てることはできなかった。六百両余が戻らぬことは覚悟の上であった。金銭の損得ではなく、道徳心を農民に定着させ、それを制度化することが、二宮の課題となったのである。

それでは、二宮の老農農本主義の考え方はどのようなものか。二宮は、戯れに自分の思想を「神儒仏正味一粒丸」と呼んだように、神道、儒学、仏教の影響があった(11)。しかし、それは表現形式にすぎず、「私の教えは、書籍を尊ばず、天地を経文としている(12)」と述べている。二宮は、この天地の働きとして、「万物生ずれば滅び、滅びればまた生ずる(13)」と言う。つまり、「生ずる」側面(陽、生育)と

「滅びる」側面(陰、破壊)を指摘するのである。この両面は、混沌として融合している。それが、〈一円融合〉である。これは、貧農から三町八反歩もの土地集積をした彼の農事実践に由来する実感であった。この天地の働きが「天道」である。二宮は、「天道とは天地開闢から万代にいたるまで、日夜、自転・運動し、それによって万物が発育する自然の法則であります(14)」と述べている。このように、「天道」とは自然法則をさし、したがって、「天には善悪はない(15)」のである。これに対して、「人道とは天地の造化によって生じ、これを食ひ、あるいは着ることを言います(16)」と述べている。自然への意図的働きかけを怠り、「天道」に身を委ねれば、人間にとって不都合なことも生じることになる。だから、それに対抗する働きが「人道」であると言うことができる。荻生徂来などの教学の「天道」は、人間の考える善悪を超越しているとはいえ、究極の善であった。すなわち、武士の「道」であれ、農民の「道」であれ、「道」は善であり、悪の「道」は「道」ではなかったのである。二宮の言う「天道」が、それとは大きく異なることが分かる。こうして、農業は、自然にしたがいながら自然をコントロールしようとする意欲的な「人道」の営みであった。「こういう尊徳の考え方は、自然の災害と闘い、しかも天然の恩恵によって可能な農業生産に従事する農民として、尊徳がおのずから会得したものである(17)」と言えよう。換言すれば、耕作農民の考え方を基礎としているのである。だから、「諸職業中、また農をもって元とする。なぜならば、自ら作って食ひ、自ら織って着るといふ道を勤めるからだ。この道は一国の者がことごとくしてもさしつかえのない職業である。このような大本の職業が賤しいのは根元であるがためである。およそ物を置くのに、最初に置いた物が必ず下になり、後に置いた物が必ず上になる道理であって、すなわち、農民は国の大本であるから賤しいのだ。……全国民がみな役人となったらどうだろうか。必ず立ち行かない。兵士は貴重ではあるが、国民がことごとく兵士になれば、同様に立ち行かない。全国民がみな工になるならば、必ず立つことができない。商となるのもまた同じだ(18)」と言うのである。ここに、二宮の思想を農本主義に含める理由がある。ところで、「人道」は、「ともするとこわれる。それゆえ、政を立て、教えを立て、刑法を定め、礼法を制して、やかましく、うるさく世話をやいて、ようやう人道は立つ(19)」のであった。二宮にとっても、荻生徂来と同様に、人道は作為であり、作為による制度化が必要であった。しかし、それを不変なものとは考えなかった。善悪は人が定めたものであって、「善悪同服」である。二宮にとって、物事はすべて善悪半々であり、絶対的善悪はないのである。また、自然をコントロールするには、「不止不転」の天地の法則性に対する理解が不可欠となってくる。だから、二宮の老農農本主義は科学性を求めることになる。

以上のような立場から、まず、〈中庸〉が語られる。それは、半分天道にしたが

いながら、半分天道に逆らうことをさせている。善悪同服も〈中庸〉である。そして、「人道は、欲を押さえ、情を制し、勤め勤めて成るものだ。うまい食事、美しい着物が欲しいのは天性の自然だ。これを押さえ、それを忍んで、家産の分内にしたがわせる。身体の安逸を戒め、欲しい美食・美服を押さえ、分限の内からさらに節約し、余裕を生じ、それを他人に譲り、将来に譲るべきだ(20)」として、〈勤労〉、〈分度〉、〈儉約〉、〈推譲〉が語られるのである。〈分度〉は、身分相応をさすのではなく、財力相応をさす。だから、武士のあるべき生活、農民のあるべき生活を行うことが課題なのではなく、個々の家計に適切な〈分度〉を守ることで、生計破綻を防ぐことが課題であった。さらに、〈至誠〉、〈報徳〉が強調される。それらは、「人道」の実践上求められるものであり、領主といえどもしたがうべきことであった。このように、二宮の老農農本主義は、荻生徂来や、その後の教学農本主義が、武士道(武士の生きる道)を基礎として農士道(農民の生きる道)を考えたのとは、まったく異なっている。二宮にとって、身分秩序の維持が目的ではなかったのである。この〈分度〉を守る中で、あるいは、それをさらに節約する中で、余剰が生じたとき、それを人に譲り、将来に譲るのが〈推譲〉であった。子孫への譲は知らず知らずに行っているが、それを、親類のために、朋友のために、郷里のために、そして国家のために譲ることを求める。これが、いわば共同体としての共存共栄をもたらすと考えるのである。この〈分度〉と〈推譲〉は、農民に対しては拡大再生産を期待し、武士に対しては農民収奪の抑制を期待するものであった。武士が〈分度〉を守れば、「年貢増強のことばかり努力」する武士が減ると考えたのであろう。こうした諸徳目を、効果的に実現する方法が、集団効果の応用であった。すなわち、「村内に貧者が多いときは貧に傾き、悪が多いときは悪に傾く。ゆえに、ともに恥じない。富者が多いときには富に傾き、善が多いときには善に傾く。ゆえに恥を生じ、恥を生ずれば義心を生ずる。悪い風俗を一洗して一材を復興する事業はこの機をとらえるにある(21)」と指摘している。いずれにせよ、二宮の「勤労」・「儉約」は各農家の生計維持が目的であり、減私奉公的な封建権力の「勤労」・「儉約」と、その性格を異にするものであることが分かる。ところが、二宮は、修身教科書に重用されたこともあって、「修身教化イデオロギー」(桜井)として、権力擁護の権化としての烙印が押されることになった。これに対し、網澤満昭は、人間や動植物を自然の一部と考える日本的風土において、二宮の「人道」説が生まれた根拠を、天地を経文とするところの土に向かった体験に求める。網澤が言うように、人間は自然と対決するのだという発想は、「荒廃した農村の農業生産力の回復にあたっての非情な自然素材との対決のなかからのみ生まれた(22)」のであり、老農農本主義は、厳しい耕作との関連で生まれた思想なのである。だから、二宮を封建権力の代弁者と見るのは、適切ではない。二宮の老農農本主義は、教会的な色彩があるが、

彼の農耕経験を基礎として語られていたことを見落としてはならない。そして、二宮は、小田原藩家老服部十郎兵衛から服部家の家政改革を依頼されたとき、「私は農民であって、農事に精を出し、つぶれた家を再興したのは、言うまでもなく農民としてなすべき道を勤めたからであります。……農民でありながら武士の家を興すことなど、どうして私が知りましょう(23)」と述べていた。二宮の立場は、武士に置かれたことはなく、常に耕作農民に置かれていたのである。二宮は、藩主の大久保忠真から、金をつかわずに廃村を立て直す方法を問われたとき、「荒廃した土地を開墾するためには荒廃した土地自体の力をもってし、貧しい者を救うには貧しい者自身の力をもっていたします(24)」と述べている。自力更生の考え方であるが、封建権力の負担を軽くしてやろうという考え方なのではない。歴史創造の主体として、耕作農民を位置付けたのである。

また、二宮の主張は、現代日本に生きるわれわれに対しても、時代を超えて語りかけるものがある。二宮は、「どれほど富む国であっても、その恵みに報いる気持ちがなければ、より以上の富をのぞんで欲求不満が起こり、自然に借財ができ、ついには困窮する結果になるので、貧しい国にいるのと同じになります。うまい食いものがあったとしても、その恵みに報いる気持ちがなければ、しまいには自然と不足の心が起きて、より以上の美食を求める結果になるので、ついには困窮し、片田舎の粗末な食事を食う境遇と同じになります。優美な衣服があっても、その恵みに報いる心がなければ、やはりついには自然と不足の心が起こり、より以上の美服を求める結果になるので、貧者の粗末な衣服と同じことになります。衣食住その他風流・華美なものをすべてもっていても、恵みに報いる御心がなければ、ついには自然と不足の気持ちが起こり、より以上の異国の名産などを求めるようないやしい心が起き、やはり貧しい国に生まれたのと同様な境遇に陥るでしょう(25)」と述べている。現代の国民の消費生活において、節約の美德のみを説くことは、もはや説得力を持ち得ないことは承知している。しかし、二宮の上記の主張は、〈飽食の時代〉と呼ばれ、〈輸入してまで食べ残す不思議な国、ニッポン〉、〈金持ちニッポン〉などと言われる現代日本の本質的問題を突いているのではないか。

この二宮の老農農本主義は、五〇名以上もの門人に受け継がれ、明治期の報徳社運動となる。例えば、富田高慶、安居院庄七、福山滝助、柴田堅節、斎藤高行、福住正兄、岡田良一郎などがいた。明治になって、富田は興復社を、斎藤は相馬報徳社を設立した。福住は神道的報徳主義の普及に努め、殖産興業政策に協力し、福山の杉山報徳社設立に影響を与えた。安居院は、二宮思想の実利実益面を強調して引き継ぎ、「報徳店」商法、万人講を普及させたが、農業技術改良をも普及させた。岡田は、掛川農学社を設立し、掛川信用組合の基礎を作った。また、農事技術普及にも努めた。さらに、品川弥二郎、平田東助たち国粹派官僚に影響を与えたことも

重要である。品川たちの信用組合法案は、ドイツの協同組合運動とともに、報徳社を模範としたものであった。岡田の実子である良平は、大日本報徳社の第三代社長となり、文部大臣にまでなった。良平の弟である一木喜徳郎も、宮内大臣となっている。こうした明治政権内での地位確保が、報徳社を一層普及させることになる。こうして、二宮の老農農本主義は、明治期に入り、官製化され、官僚農本主義に取り込まれていく。同時に、それは、老農農本主義が農政を官僚農本主義化していく過程でもあったのである。

註

- (1) 福住正兄『二宮翁夜話』、『日本の名著』二六、中央公論社、一九七〇年、二一五頁。これは、福住が二宮の教えを書き留めたものである。それが、本当に二宮の言ったことかどうかは分からない。しかし、二宮は自己の思想を文章化していない。だから、本論文では、一応、福住の文章を信頼する外ない。
- (2) 「成田村小源次宛の二宮金次郎の手紙(口述)」、『日本の名著』二六、四四九頁
- (3) 「成田村小源次宛の二宮金次郎の手紙(口述)」、『日本の名著』二六、四五〇頁
- (4) 『日本の名著』二六、中央公論社、一七頁。「小田原領弁改正覚書」から、児玉幸多が引用したものである。
- (5) 児玉幸多「人間と大地との対話」、『日本の名著』二六、二二頁
- (6) 二宮はこの乱について、伊谷治部右衛門宛の手紙に、「いろいろ評判があって、実説がわかりませんので、もしお暇があったら、事が仁か不仁か、真実をお知らせ下さい」(『日本の名著』二六、四五二頁)と記している。二宮は、幕府側からのみ、大塩の乱を見ていたのではなかった。
- (7) 児玉幸多「人間と大地との対話」、『日本の名著』二六、三八頁。天保八年一二月、桜町仕法を宇津家に引き渡す際、三カ村の百姓に対して述べた言葉とされている。
- (8) 児玉幸多「人間と大地との対話」、『日本の名著』二六、四四頁
- (9) 児玉幸多「人間と大地との対話」、『日本の名著』二六、二六頁
- (10) 富田高慶『報徳記』では、青木村の仕法は成功したことになるが、児玉幸多は「人間と大地との対話」において、検討し直している。
- (11) 二宮は、「十郎兵衛の三人の子息に随従している間に四書などを覚え、子息らが藩校に通えばその従僕として講堂のかたわらに立ってその講義を聞いた」(児玉幸多「人間と大地との対話」、『日本の名著』二六、一三頁)のであった。
- (12) 福住正兄『二宮翁夜話』、『日本の名著』二六、二〇五頁

- (13) 福住正兄『二宮翁夜話』、『日本の名著』二六、二〇八頁
- (14) 「小田原藩鶴沢作右衛門宛の二宮金次郎の手紙」、『日本の名著』二六、四五九～四六〇頁
- (15) 福住正兄『二宮翁夜話』、『日本の名著』二六、二〇八頁
- (16) 「小田原藩鶴沢作右衛門宛の二宮金次郎の手紙」、『日本の名著』二六、四六〇頁
- (17) 児玉幸多「人間と大地との対話」、『日本の名著』二六、四一頁
- (18) 福住正兄『二宮翁夜話』、『日本の名著』二六、二九五頁
- (19) 福住正兄『二宮翁夜話』、『日本の名著』二六、二〇八頁
- (20) 福住正兄『二宮翁夜話』、『日本の名著』二六、二〇九頁
- (21) 福住正兄『二宮翁夜話』、『日本の名著』二六、二三二～二三三頁
- (22) 網澤満昭『日本の農本主義』、紀伊國屋書店、一九八〇年、二八頁
- (23) 富田高慶『報徳記』、『日本の名著』二六、六六頁
- (24) 富田高慶『報徳記』、『日本の名著』二六、七四頁
- (25) 「浦賀宮原治兵衛・宮原瀛洲・橋本与三左衛門宛の二宮金二郎の手紙」、『日本の名著』二六、四六八～四六九頁

## 第二項 老農と農民一揆

先に挙げた老農たちは、幕末期から明治期を生き抜いたのであるが、多くが豪農・地主の出であり、村役人層であったと言われている。ただし、自作上層をも含んでいた。彼等は、農民一揆において、その指導的役割を担うこともあり、農民一揆を鎮静化する役割を担うこともあった。そして、既に触れたように、桜井武雄は、老農の一揆鎮静を封建権力擁護の証拠と見たのであった。しかし、一揆の道を選ばなかったことは、直ちに、封建権力擁護と理解されなければならないのであろうか。老農農本主義は、地主としての寄生性や村役人としての封建権力性に由来するのか、それとも、手作り部分の耕作性に由来するのか。ここでは、そうした問題を考える。そこで、中村直三(一八一九～一八八二年、文政二～明治一五年)について見てみよう(1)。中村の生家は農家であったが、祖父善助の代に奈良奉行所の番人頭となり、直三も家職を継ぐことになる。村の夜警番とはいえ、村役人層の末端に位置していたのである。この中村の故郷の永原村においては、一八五六年、高取藩の過度の重税に対する農民一揆が勃発しようとしていた。「直三翁之を見て大に憂慮し、村内の篤志源四郎孫四郎の両名と相謀り、事を未然に防ぎて窮民の難を救はんとし、撰種作増の法、畦稲の作増施肥の法及耕法の便利等を豫ねて研究する所にに基づき、精励して村内に専行せしめ、且つ勸農徹志を著はして之を分与す。是に於て村民始めて悔悟し、強訴を断念し、専ら耕作につとめしを以て重斂も意に介するに足らず、

毫も滞納なく、民たるの義務を完ふすることを得たるは偏に翁の賜と謂ふべきなり(2)」とされる。これを、村役人層が封建権力側に立って一揆鎮圧に当たるのは当然である、と解釈することも可能である。それに、木村靖二によると、「一揆の多くが、一 殆ど全部 一 その成功を見た(3)」のである。農民は、まったく当然の要求しかしていなかったからだとのことである。だから、一揆の効果が高いのに、それを邪魔するのは反農民的な行為であると思えてくる。しかし、中村は、一揆が成功しても、死罪など極刑となる者が多く出るし、根本的な困窮解決策にならないと考えたのである。そこで中村は、施肥・耕起の方法改良、稲の品種改良など、農事改良の道を説き、その結果、上記の引用のように、村民は悔悟し、強訴を断念したと伝えられている。また、中村は、永原村を中心として近接十一カ村に及ぶ耕地調査を行い、それをもって出訴し、官による実地検地を要求する。その結果、中村らの測量と一致し、新反別に基づく新年貢額が実施されるのである。こうした中村の行動は、封建権力にすりよった反農民的な一揆鎮圧行動なのであろうか。

中村家と同様、老農は村役人層であることが多かった。小野武夫によれば、この「村役人層は最早農民の友と云ふよりは寧ろ、農民に弾圧を加ふる支配者層と化した(4)」とされる。農民一揆の先頭に立っていた村役人層が、幕末期には一揆鎮圧に動くようになり、農民の襲撃対象となった例も多いと指摘される。村役人層は、一揆鎮圧を領主から義務づけられており、逆らえば罰せられるという難しい立場にあった。木村靖二も、以下のように、いくつかの農民一揆を検討している(5)。

- ①佐倉の一揆(一六五四、承応三年)では、指導者は印旛郡公津村名主の木内宋吾 であり、処罰は宋吾・息子が死罪、妻・娘が親族へ引き渡し、田畑は没収、他 の名主は追放となっている。
- ②北条村の一揆(一七一、正徳元年)では、指導者は中園村名主の根本元五左衛門、湊村名主の秋山角左衛門、国分村名主の飯田長次郎であり、いずれも惨殺されている。
- ③高野山の一揆(一七一、享保四年)では、指導者は伊都郡高野山寺領百姓総代の戸谷新右衛門であり、処罰は三年禁獄となった。その後、興山寺僧侶に捕われ、石籠詰の刑で絶命している。妻・息子は領外離散放逐、家財・田地は没収となった。
- ④会津の一揆(一七二〇、享保五年)では、指導者は小栗山村百姓の喜四郎、境村名主の兵左衛門、新遠路村の名主の文治右衛門、滝沢村の名主の喜左衛門、布沢村百姓の茂左衛門、黒谷村百姓の儀右衛門などであり、死罪となった。
- ⑤久留米の一揆(一七五四、宝暦四年)では、指導者は竹野郡立野村百姓久兵衛などであり、大庄屋・役人たちは打ち壊しの対象となった。久兵衛など死罪が九人であった。

⑥高野山寺領の一揆(一七七六、安永五年)では、指導者は猿子谷村庄屋の善右衛門、菅沢村庄屋の弥市郎、空室村庄屋の政右衛門などであり、同じ庄屋の市左衛門などを殺害した。一揆に加わらなかった庄屋は銀七枚、年寄り銀三枚、百姓は銀二枚の褒美となった。

⑦江州の一揆(一八四一、天保一二年)では、指導者は田島治兵衛、黄瀬兵吉衛門、黄瀬文吉、藤田宋兵衛、中藪喜兵衛、藤谷瀬八など庄屋であるが、同じ庄屋の久太夫、特兵衛、左兵衛、待兵衛宅を打ち壊し、幕吏の市野茂三郎を襲撃した。いずれも死罪となった。

確かに、小野が言うような村役人層の性格変化の傾向がうかがえるが、すべてがそうかどうかはできない。それでは、死を覚悟して百姓一揆を指揮した村役人たちと比較して、農事改良の道を主張した中村のような行動は、どう捉えるべきであろうか。その点に関わって、筑波常治は、村役人層と共同する仕事をしてきた中村が、「一般農民の立場をそれになりきって理解することは、非常に困難なことであった(6)」と指摘し、中村が「孤独を愛し、集団として行動することを嫌う性格だった(7)」と指摘している。中村を不当に神聖化することは正しくないが、しかし、一揆鎮圧に走るのには、領主への報恩意識からではなく私利私欲からの場合が多いのではないと思われる。だから、農民の恨みをかうのが普通なのである。したがって、もし中村の行動が農民に対する裏切り行為であったなら、中村はその後、農民の支持を得ることはなかったはずである。ところが、中村は農事改良に尽力し、村の農民にもその成果を還元している。したがって、中村の行動は、一揆鎮圧行動ではなく、むしろ、農民的抵抗の一つと見ることができるのである。

なお、中村が多収性稲品種の発見と普及に尽力したことには重要な意味が含まれる。これは、できるだけ少ない費用と労力で、できるだけ多くの収穫をあげようとする努力である。筑波常治が指摘したように、「集約農業の言語に絶する労苦のなかで、より高い収穫を求め続ける農民が、労働をふやさないで収穫だけふやせる新品种の導入に熱心になるのは、むしろ当然の人間の欲求なのである(8)」と言える。すなわち、中村の勤労主義は、苦汗労働の軽減を含むものであった。換言すれば、老農農本主義に労働生産性の追求の視点があったということである。この点が、老農の勤労主義と封建権力の勤労強要との大きな違いである。死なぬ程度に極限まで労働を強要しようとするのが、封建権力の勤労主義なのである。これと、老農農本主義の勤労主義を混同してはならない。老農農本主義に見られる土地生産性の追求には、労働生産性の追求も含まれていたことを見落としてはならないのである。これは、中村に、近代合理主義的性格が含まれていたことを示唆するものである。

註

(1)中村直三に関しては、荒川清澄『老農中村直三』(一九〇九年)、奈良県山辺郡教育会編『老農中村直三』(一九一六年)、松田武四郎『中村直三』(一九四二年)、奥村正一『老農中村直三翁』(一九四三年)、筑波常治「中村直三論」(『思想』、一九五八年、四〇七号)がある。

(2)奈良県山辺郡教育会・同農会編『増補老農中村直三』、一九一七年、八頁

(3)木村靖二『日本農民騒動史』、二松堂書店、一九二五年、六頁

(4)小野武夫「農村史」、『現代日本文明史』第九卷、東洋経済新報社、一九四一年、一八七頁

(5)木村靖二『日本農民騒動史』のほか、木村靖二『日本農民争闘史』、白揚社、一九三〇年がある。

(6)~(7)筑波常治「中村直三論」、『思想』、岩波書店、一九五八年、四〇七号、三三頁

(8)筑波常治「中村直三論」、『思想』四〇七号、三一頁

## 第二章 原始蓄積期における農本主義

### 第一節 開明派官僚と勸農政策 — 老農農本主義の官製化

明治政権発足後、一八七〇(明治三)年に工部省、一八七三(明治六)年に内務省が設立され、殖産興業政策の本格的開始となる。近藤哲生は、「工部省ヲ設クルノ旨(1)」が、①「国家富強」と「軍国必要」の視点を極端なまでに強調し、②移植すべき大工業として、主として鉄道と電信を想定していた点に注目している(2)。実際に「いちおう着実な進展をしめしえたのは、鉄道・電信部門だけ(3)」であるが、「富国強兵の・軍事的視点は、その過度の強調にもかかわらず、この期の事業の具体的展開・内容を貫徹したとはいいがたい(4)」とされる。これが決定的に転換する契機となったのが、一八七一年(明治四)一月から約二年間にわたる遣外使節団(5)の米欧回覧であった。近藤は、『特命全権大使米欧回覧実記』を検討し、「鉄道と電信において把握されていた大工業が、鉄と石炭において把握されるにいたった(6)」こと、そして、「炭鉄に基礎づけられた諸工業のうち第一の地位を占めるものとして、紡績工業が重視されている点(7)」、「貿易に重要な意義が付与されていること(8)」、「農業に対する認識の転換(9)」などを指摘している。この使節団の特命全権副使の一人が大久保利通(一八三〇~一八七八年、天保元~明治一年)であった。大久保は、その経験から、他国の植民地化を避けるためには富国強兵が急務だと確信した。そのために、国家主導(10)の急速な工業化が必要だと考えたのである。すなわち、官営の近代的製鉄業と石炭業で、機械製作を拡大し、その機械をもって、諸工業、軍需産業、そして農耕牧畜を、近代的産業として開花させるという考え方である。だから、工業化こそが資本主義化の基軸であると考えられ

ていたのである。

そこに、農業が位置づけられる。先の『回覧実記』にある「農業に対する認識の転換」とは、ただ穀物のみを重視するのではなく、利潤性の多いものを作付すべきだという考え方をさしている。それを勧奨するため、勸農会社、農学校、農業博覧会、勸農寮などの役割を重視した。工業重視ではあったが、工業も農業も、国民経済の一環であると考えられていたのである。こうして、『回覧実記』において、大久保は、化形(農業)、変形(工業)、変位(商業)の循環として、国民経済の発展を捉えるのである。すなわち、化形があってこそ、変形、変位が成り立つという意味で、農業は社会的分業の基礎であると考えたのである。その観点から日本農業を見ると、自給的性格を持ち、稲作に偏重しており、したがって、社会的分業としては未分化で、国民経済の一環としては未熟であった。ここから、大久保の勸農政策の基本路線が定まる。それは、植物や家畜等の優良品種を欧米から購入し、それを各県に配布し、稲作偏重を是正し、農業機械化を図ることで省力化を実現し、開墾(11)を促進する路線であった。それに対応できるとすれば、豪農であろう。だから、この路線は、日本農業の近代産業化路線であり、欧米農法移植による大農化路線なのである。既に、一八六九(明治二)年には、洋種の牛豚の買入れ、牧羊場設置の奨励がなされ、一八七〇(明治三)年には、アメリカ産の棉、牧草、カブ等の種子が配布され、一八七一年(明治四)年には、三田に輸入農具置場が設置され、輸入農具が模造され、府県に貸与されていた。一八七二(明治五)年には、内藤新宿試験場(内藤頼直邸地買収)が設置され、芝に北海道開拓使仮学校が設置された。一八七四(明治七)年には、三田の薩摩藩邸跡地を附属試験地とし、兵庫県に支所として播州葡萄園、神戸阿利機園を造っている。一八七五(明治八)年には、下総牧羊場、下総育種場を設置した。また、一八七六(明治九)年には、芝の学校が移転され、札幌農学校となった。そして、一八七八(明治一)年には、駒場農学校が開校され、三田の附属試験地は三田育種場となったのである。しかし、工業における官営工場の建設のように、官営農場の建設をもって、近代的な機械制大農業を創出するわけにはいかなかった。農民が存在し、地主が存在していたからである。彼等が納める地租は国家財政の八、九割も占めている。彼等に依存する明治国家は、まさに農に基礎を置く国家であったのである。そこで、現存する農業経営を近代的な大経営に転換させる戦略となる。すなわち、豪農の発展の道に期待するのである。そこに、老農を利用しようとする。こうして、政府は、老農に欧米の優良品種の試作を委ねようとし、内務省勸農局は、一八七七(明治一〇)年、府県通信仮規則などを制定する。翌年には府県と内務省勸農局との間で農事通信が始まり、一千七百人余の老農が農事通信員となっている。さらに、一八七八(明治一)年には、農事会や共進会の開催を勧告し、一八八一(明治一四)年には、全国農談会を開催し、大日本農会を結成するというように、老

農の組織化が進むのである。この老農への接近について、大和田啓気は、「政府の高官は欧米式の大農が望ましいと考えたばかりでなく、豪農の存在に欧米式大農制成立の可能性を見出した(12)」と指摘している。

しかし、桜井武雄や奥谷松治は、近代産業化路線は工業においてであり、農業においては老農路線であったと見ている。つまり、半封建制的零細農耕の温存と資本主義的工業の発展を同時進行させなければならない日本資本主義の構造に由来するものと考えていたのである。また、大和田啓気は、「大農制の移植について当時の農政担当者は、既存の農村は別として少なくとも北海道、東北などの新開発地において欧米農機具を利用した大経営が成立することは期待したであろう(13)」と指摘し、「この時代の農政担当者のおもしろさは、欧米式大経営の移植を叫びながら、決してそれ一辺倒でなく、老農・豪農と固く手を握り、固有の小農路線を推し進めようとしていたことである。欧米式大農法を移植するのは、あくまで限られた範囲内のことで、伝統的な小農制に依存せざるをえないことを自覚していたのである(14)」と指摘している。しかし、「豪農の存在に欧米式大農制成立の可能性を見出した」(大和田)のであった。換言すれば、欧米式大農制論のための豪農保護論であって、小農制論のための豪農保護論ではないのである。大久保が船津伝次平を駒場農学校教師に抜擢したことなどから、「大久保自身は、かなり両方の路線(近代化路線をさす一筆者)を平行的に考えていた(15)」との指摘もある。しかし、大久保が老農を取り込もうとするのは、欧米式大農制へ向けた戦略の一環である。したがって、大久保が「抑も我邦は、元來農を以て国を立つる(16)」と述べたからといって、農本主義者に含めるのは適切ではないのである。

この大久保が一八七八(明治一一)年に没し、殖産興業政策の展開は、大久保とほぼ共通した状況認識を持ち、工部省設置を主導した大蔵卿大隅重信(一八三八～一九二二年、天保九～大正一一年)に委ねられることになる。しかし、一八七七(明治一〇)年の西南戦争は、巨額の戦費を必要とし、国立第一五銀行からの借入、莫大な紙幣発行などの事態となっていた。これが、インフレーションを引き起こし、殖産興業政策にも破綻を生じさせたのである。まず、「内務省事業でいえば、農業部門は、欧米品種および農法・農具の導入＝移植を意図したその中心部分において、失敗した(17)」のである。すなわち、零細農耕・豪農と欧米農法は、そう簡単には結合できなかったのである。また、「工部省事業では、鉄の失敗が決定的であった(18)」のである。殖産興業政策の根幹が製鉄業にある以上、これは致命的であった。大隈は、こうした経済不振の本質を正貨高騰と捉え、その根本原因を、「国内産業未振起」と「関税自主権未確立」に求めていた。そうした「かれの認識は、この時期の正貨騰貴が、正貨流出→正貨欠乏によるだけでなく、主として不換紙幣増発による紙幣価値下落にひきおこされたものであることを、見おとしている(19)」ので

あった。それが、一八八一(明治一四)年の政変(大隈の参議罷免)の一要因ともなるのである。それはともかくとして、大隈の勸農政策は、海野福寿によれば、「生産地豪農商を包含し、そこに政策基盤を求めた(20)」ものであった。その背景には、大隈の直輸出政策があった。すなわち、紙幣で国産物を購入し、それを輸出して正貨を得るという考え方である。この輸出業の一つの担い手として、豪農が位置づけられたのである。こうした観点から、豪農に対する金融的保護政策が整えられる。しかし、大隈の着目した豪農とは、既に相当程度農外資本に転化した豪農であった。海野によれば、同伸会社(最大の荷為替取組荷主)、国立第三十三銀行(内地荷為替資金の最高額契約者)、上毛繭糸改良会社(前二社と特約関係)などは、豪農を中心に組織されたものであった(21)。こうして、大久保が構想した豪農の大農化論を共有しながらも、豪農の農外資本への転化を視野に入れながら、ひとまず豪農保護路線をとるというように軌道修正するのである。また、大隈は、対立する伊藤博文との連名で、「農商務省創設建議」を提出している。実は、伊藤は大隈追放の謀議を整え、松方正義の賛意も得ていたが、天皇が両者の熟議を求め、一応の妥協を見たのであった。こうして、一八八一(明治一四)年、農商務省が創設され、勸農政策は新たな展開を見せることになる。なお、大隈の農商務省創設の意図は、大蔵省と内務省にまたがる農商事務の統廃合による事務改良の促進と経費節約にあった。

この大隈の参議の罷免を画策(22)したのが、伊藤博文と組んだ松方正義(一八三五～一九二四年、天保六～大正一三年)であった。その松方の勸農政策は、大久保内務卿下の勸農局長時代に書いた「勸農要旨(23)」(一八七九、明治一二年)に要約されている。その具体策は、以下の通りであった。①種子精選、貯存方法の研究、種子交換試験を行う。②耕耘、打穀、磨碓、灌漑、運搬等の器械改良、泰西の新規換用、農家手用に堪える軽便な小器械から漸次施用する。③牛馬・洋豚の種類を改良し、繁息する。④製造肥料の種類を増加する。⑤農業展覧会を開催する。⑥特定植物の効用を拡大する。⑦一地方に偏するものや、製出僅かのもの、各地に繁殖する。⑧海外の有益な動植物を購得し、国内物産の欠乏を補う。⑨時好に適し、利益の多いものを栽培する。⑩農業諸会社を設ける。⑪農業に実験ある者、農業に功労ある者、農業に志篤き者と、文書往復し、相会する。⑫廢田を起し、荒蕪地を開墾する。⑬灌漑、儲水、放水の便否の研究を行う。⑭農書、農業新報、新聞類を購入する。⑮耕作上の新利良法の試験を行う。こうした松方の勸農策は、より大久保の勸農策に忠実であった。勿論、大久保が全面的移植をめざした欧米農法を、国内の物産欠乏を補う程度としたことは、大久保路線の軌道修正である。現存する小農に適合するよう、「軽便な小器械」等の配慮をしていることも同様である。加えて、各地の老農を取り込もうとしていたことも分かる。これは、大久保の欧米農法移植路線を、現実に対応できるものへと軌道修正したのである。だから、松方の求

める理想的農業像は、あくまで大農化にあったことが見落とされてはならない。すなわち、同じ『勸農要旨』において、「資金ヲ貸与セバ、人民ハ益政府ノ力ニ倚頼セントスルコトハ自然ノ勢ナリ(24)」として、農民・豪農保護論を批判したことが注目される。こうして、農業は保護を失い、松方デフレ期に中小地主を含む全階層の農民没落が急激に進むことになる。それを問題視しないのは、松方に、農民分解を通して、保護を必要としない大農の形成を求める考え方があったからである。このように、松方は「豪農層を政策基盤・対象とした在来的産業の保護育成政策の放棄(25)」を行ったのである。こうした松方が、「農業盛シナラスシテ、商工独り盛ナルハ国家ノ安全ナルモノニアラサルナリ(26)」と述べたことをもって、農本主義者に含まれるのは、農本主義の拡大解釈というものである。

この松方の路線は、井上馨(一八三五～一九一五年、天保六～大正四年)の大農論として、再び明確に表出することになる。井上は、一八八六(明治一九)年、マックス・フェスカを同行させ、約四週間、北海道を巡回している。井上は、「内地貧民小農」を北海道に移植させ、大農に発展させようと考えたのである。そもそも、井上は、日本農業発展を阻む要因として、「第一二、小農分裂シテ、土地統合セザルコト、第二二、労働不規則ニシテ間断アル事ノ二項トス(27)」と考えていた。この大農論者の井上が、一八八八(明治二一)年七月、農商務大臣となる。そこで強調したのが、交換分合、農業機械化、専作化、学理的農業の推進であった。しかし、「内地貧民小農」を「内地」において大農化する展望は、井上も持つことができなかった。だから、「内地」においては、寄生化を深める地主層を、地主化の方向から大農化、資本主義化の方向に転換させる戦略となるのである。こうして、井上が「農業ハ実ニ国家経済ノ本ニシテ、苟モ農業振興セザレバ、商工独り其盛ヲ致スニ由ナカル可シ(28)」と述べたことをもって、農本主義者であるとは言えないのである。

#### 註

- (1) 近藤哲生「殖産興業と在来産業」、『日本歴史』一四、岩波書店、一九七五年、二〇八頁。早稲田大学社会科学研究所蔵『大隅文書』に含まれている。近藤は、「この文書の執筆者についてははっきりしないが、その内容からいって大隅重信ないしそれにちかい筋と断定しておきたい」としている。
- (2) 近藤哲生「殖産興業と在来産業」、『日本歴史』一四、二二五頁
- (3)～(4) 近藤哲生「殖産興業と在来産業」、『日本歴史』一四、二二八頁
- (5) 遣米欧使節団は、岩倉具視が正使、大久保利通、木戸孝允、伊藤博文、山口尚芳が副使であった。明治政権は、彼等の帰国まで、国内事務の改正に手を付けない方針であり、勸業行政に対する米欧回覧の影響は決定的であった。

- (6)～(7) 近藤哲生「殖産興業と在来産業」、『日本歴史』一四、二二九頁
- (8)～(9) 近藤哲生「殖産興業と在来産業」、『日本歴史』一四、二三〇頁
- (10) 大久保が国家の主導性を強調した背景には、「我邦人ノ気性薄弱」(大久保利通「殖産興業ニ関スル建議書」一八七四、明治七年)と見る立場があった。国民の自主性の欠如を国家が補うという考え方である。
- (11) 開墾は、失業士族を就農させようとする士族救済策でもあった。
- (12) 『農林水産省百年史』上巻、第一章第一節、大和田啓気「概説」、一九七九年、三〇頁
- (13)～(14) 『農林水産省百年史』上巻、第一章第一節、大和田啓気「概説」、三〇頁
- (15) 「回顧座談会」、『農林水産省百年史』上巻、一九七九年、五八二頁
- (16) 桜井武雄『日本農本主義』、白揚社、一九三〇年、八〇頁。桜井が、大久保利通「地租軽減についての建議」、勝田孫弥『大久保利通伝』下巻所収、から引用したものである。
- (17)～(18) 近藤哲生「殖産興業と在来産業」、『日本歴史』一四、二四〇頁
- (19) 近藤哲生「殖産興業と在来産業」、『日本歴史』一四、二四四頁
- (20) 海野福寿「松方財政と地主制の形成」、『日本歴史』一五、一〇九頁
- (21) 海野福寿「松方財政と地主制の形成」、『日本歴史』一五、一〇八頁
- (22) 大隈は、不換紙幣増発が問題だとは考えていないが、紙幣消却の方法も示した。その一つが外債募集案であった。これに対して、松方正義が激しく反対し、外債募集案は葬られる。さらに、伊藤博文は、「準備金正貨流出問題」(大隈大蔵卿時代、準備金正貨二千万円が外人に秘かに売却され、銀貨に換えられた問題)で大隈への不信をおるのである。そして、決定打となったのが、北海道開拓使官有物払下問題であった。なお、品川弥二郎も反大隈派であった。
- (23) 桜井武雄『日本農本主義』、一四四～一四五頁。桜井が、松方正義『勸農要旨』から引用したものである。
- (24) 海野福寿「松方財政と地主制の形成」、『日本歴史』一五、一一五頁。海野が、松方正義『勸農要旨』から引用したものである。
- (25) 海野福寿「松方財政と地主制の形成」、『日本歴史』一五、一一四頁
- (26) 桜井武雄『日本農本主義』、八一頁。桜井が、『松方伯財政論集』から引用したものである。
- (27) 桜井武雄『日本農本主義』、一九三〇年、一四七～一四八頁。桜井が、『世外井上公伝』から引用したものである。
- (28) 桜井武雄『日本農本主義』、一九三〇年、八〇頁。桜井が、『世外井上公伝』から引用したものである。

## 第二節 官僚農本主義の成立

### 第一項 保守国粹派官僚と保守官僚農本主義

官僚農本主義とは、官僚の勸農政策に現れた農本主義的傾向をさす。しかし、官僚農本主義は、農政とイコールではない。農政がすべて農本主義的だとは言えず、農本主義もすべて農政的であるとは言えない。だから、官僚農本主義とは、農政と農本主義の重なり合う部分をさしているのである。なお、本論文は、農政の内容自体を検討しようとするものではない。農政と農本主義がどう関連しているのかを検討することが課題なのである。

さて、「開明派官僚」の農政は、老農を利用するが、基本的に欧米農法移植による大農化(=資本主義的農業の創出)をめざし、家族農業経営と対立する点で、むしろ本質的には反農本主義であった。この「開明派官僚」の路線の軌道転換を行ったのが「保守国粹派官僚」(品川弥二郎、平田東助、前田正名など)である。彼等の活動の場となる農商務省が、一八八一(明治一四)年に創設され、初代農商務卿に河野敏謙(約六ヶ月間)が就任するが、その後、西郷従道(一八四三～一九〇二年、天保一四～明治三五年)が就任する。従道の約二年九ヶ月間の在任中に、官僚農本主義の基礎が形成されたのである。西郷従道は西郷隆盛の実弟である。隆盛たち征韓派は、士族の常職を従前に引戻し、士族を常備予備の両軍に編入し、平民を護国軍とし、男子の風教は武士道をもって陶冶すべし、と主張していた(1)。こうした征韓派と「保守国粹派」は、日本的なもの、伝統的なものに価値を見いだす点で、一脈通ずるところがある。例えば、隆盛の「勸農建言書」(一八七一、明治四年)には、「先祖以来の家伝書を集め忠孝信義の民風を作振するため篤農家を名主・組頭・農長に任命すること(2)」が主張されていた。従道も、この隆盛の老農重用の考え方を受け継ぐのである。従道は「済急趣意書」(一八八五、明治一八年、前田正名の起草)において、松方デフレ下の四民困窮の救済方法として、「勞力ノ度ヲ増シ貯蓄ノ法ヲ設ケルノ二途アルノミ(3)」としていた。これは労働強化の強要であった。その問題性はともかくとして、勤労と節儉を実行する耕作農民を政策対象としていたことは言うまでもない。欧米農法への関心は農林官僚に共通するが、従道には、老農を大農化する発想はなかった。この従道のもとで、老農・耕作農民維持路線を具体化したのが、品川弥二郎と前田正名であったのである。

この「開明派」から「保守国粹派」への農政転換は、地主制の展開との関連から生じたものである。すなわち、原始蓄積期および産業資本確立期においては、地主は手作り部分を有していたのであり、いわばその部分が老農の部分であった。この自作地主の経営展開の方向性としては、小作地を拡大する方向(寄生地主化の方向)と、雇用労働力に依拠して手作り部分を拡充する方向(大農化の方向)があり得た。

また、論理的には、小作農の発展による資本主義的借地農業者の形成も考えられるが、それは、後の柳田農政学において展望されている。なお、寄生地主化の傾向においても、多くの自作地主が残存するのであり、老農農本主義も存続することになる。それはともかくとして、現実的には、資本主義的商品経済の発展に対応し、寄生地主化の傾向と農外資本への転化の傾向が不可避となってくる。だから、自作地主を大農化しようとした「開明派」の路線は、現実によって破綻するのである。しかし、その現実には、「保守国粹派」が維持しようとした豪農・老農を地主化し、耕作農民を小作農化していくのであり、「保守国粹派」も老農・耕作農民維持路線を地主・小作維持路線に修正しなければならなかったのである。だから、「開明派」と「保守国粹派」は、現実的には、案外接近してくる。大隈や松方が、欧米の大農化論を基礎としながらも、現実の老農・耕作農民に対応できるものへと軌道修正したように、品川たちも、老農・耕作農民維持の考え方を基礎としながら、資本主義的商品経済に対応できるものへと軌道修正するのである。この品川も前田も欧州視察を経験している。とりわけ、藩閥としては大久保直系であった前田は、明治一〇年の帰国の際、各種の海外農産物の種子・苗木などを持ち帰っている。品川も前田も欧米農法導入には関心があったのである。しかし、大農化論の立場には立たなかったのである。この品川、前田に対して、大蔵卿松方正義を中心とする「開明派」は反撃し、前田の『興業意見』の路線を葬り去り、一八八五(明治一八)年、従道、品川、前田を、農商務省から放逐することになる。代わって谷干城が大臣となり、吉田清成が次官となる。その後の展開を見ると、従道は海軍大臣となっているが、明治一九年三月から四月月間、農商務省大臣を兼任している。また、前田は、一八九〇(明治二三)年、農商務省に復帰するが、翌年再び農商務省を去っている。以下、「保守国粹派官僚」として、品川弥二郎、平田東助を取り上げ、彼等の思想と農本主義との関連を考えてみたい。前田正名に関しては、産業資本確立期に位置づけて検討することにする。

ところで、品川、前田が農商務省を去った後、「開明派」の井上馨が大農論を展開したが、「開明派」は全体的に見ると、例えば、明治三〇年代の農務局長酒匂常明に鮮明に示されるように、地主の大農化論を放棄し、地主を擁護しながら、政策的・権力的に小作農を自給生産のなかに閉じ込めることで、商工業の資本主義的発展の基礎とする方向に向かうことになる。これに対して、品川、平田、前田などの「保守国粹派」は、国家主義的傾向を強めながら、小作農を信用組合を通して商品生産の枠組みに取り込むことで安定化し、国家支配の安定を図ろうとする方向に向かうのである。これらに対し、自由主義的近代主義の立場から、「開明派」の権力的方法と「保守国粹派」の国家主義的傾向を批判し、小作農を商品生産の枠組みに取り込むことで、小作農の規模拡大を図り、近代的大規模借地農業化を進めようと

したのが、先に述べたような官僚時代の柳田農政学であった。この柳田を師と仰いだ一人が、石黒忠篤である。小作立法、経済更生運動で重要な役割を果たした石黒の官僚農本主義は、柳田の方向を受け継いでいる。この石黒忠篤、小平権一らの「革新官僚農本主義」は、以下に見るところの、品川弥二郎、平田東助、前田正名らの「保守官僚農本主義」とは、区別されるべきものである。

註

(1)後藤靖「士族叛乱と民衆騒擾」、『日本歴史』一四、岩波書店、一九七五年、二八五～二八六頁

(2)後藤靖「士族叛乱と民衆騒擾」、『日本歴史』一四、二八六頁

(3)桜井武雄『日本農本主義』、白揚社、一九三〇年、二六頁からの引用である。

## 第二項 品川弥二郎、平田東助の保守官僚農本主義

品川弥二郎(一八四三～一九〇〇年、天保一四～明治三三年)は、大久保内務卿下の権大史内務大丞であったが、一九七七(明治一〇)年二月の西郷軍に呼応する熊本隊反乱の鎮定を命ぜられ、熊本城に籠城している。隆盛と闘うこととなったが、農商務省の創設により、従道のもとで、老農・耕作農民維持路線、すなわち保守官僚農本主義を具体化する役回りとなるのである。この農政部局は、民部省、大蔵省、内務省の管轄へと推移し、農商務省となるなど、めまぐるしく変遷することになる。それに伴い品川は、内務大丞、内務大書記官、内務省地理局長、内務少輔、内務省勸農局長、農商務少輔、農商務大輔、宮中顧問官、御料局長官、内務大臣を務めている。このように、品川は内務省畑の官僚である。内務省とは、言うまでもなく、警察、地方行政、選挙その他内務行政を統括する官庁であった。こうして、内務省は社会秩序の安定化をめざす。品川が農本主義に接近するのも、その側面からである。品川は、「夫れ農は家の本なり、国の本なり。農耕ありて始めて家あり。村ありて始めて国あり。……即ち農は万葉の基礎、国家の根本と謂わざるべからざるなり。夫れ本邦は古来農を以て国を立て、……百般の制度亦農に基づくもの多し。是純然たる農業国と謂う可きなり。嗚呼農業振はず、地産起らざる今日の如くなるときは、家何を以て富み、国何を以て強きを得んや(1)」と述べていた。農耕によって家が成り立ち、その家が国家の基礎をなすという農本主義の考え方である。すなわち、家が百般の制度の基礎となり、農耕に基づく地産が国富の源泉となることをもって、天皇制国家の基礎をなすと考えるのである。品川は、大農ではその役割を果たせないと考えていた。確かに、地産という点では、欧米農法移植の大農を想定しても国富の源泉となる。だが、大農の論理、資本主義の論理では、百般の制度の基礎となることはできない。天皇制国家における百般の制度、あるいは社会関係の

基本論理は、家論理を基礎に構成されていた。それは、親子関係を基本としている。子は親にしたがい、分家(子)は本家(親)にしたがう。だからこそ、臣民(天皇の赤子)は天皇(総本家・親)にしたがうのが当然のこととなるのである。勿論、国家財政的観点からすれば、地租を徴収できればいいのであり、農業経営体の形態は問題にならない。しかし、社会秩序形成、国家行政の安定といった国家支配の観点からすれば、家論理を持たない大農経営ではまずいのである。この家論理に立脚するのが老農農本主義であった。老農農本主義と保守官僚農本主義をつなぐものは、(家論理)なのである。また、品川は、内務大臣であった一八八九(明治二二)年に、大隅重信を主班とする改憲党を標的とした選挙大干渉を行い、内務大臣を辞任している。そうしたところに、品川が国家支配の観点を明確に抱いていたことが示されている。とはいえ、品川においては、論理展開上、農耕→家→国家であり、国家→家→農耕でなかった点が注目される。農耕と家は、一応、国家のためという制約を離れて、それ自体としての発展を考えるという形になっていたのである。

ところで、あらかじめ指摘しておく、品川はいつも二重の立場に立たされている。例えば、品川は大久保利通の後継者の一人であったが、西郷従道の配下で動くことになったのもその一つである。また、品川は大日本農会の幹事長となるが、「開明派」と「保守国粹派」の二つの路線の調停役を務めなければならなかった。さらに、国家支配の観点から老農を利用しようとする点で「開明派」と同じであったが、大農化論に立たず、小農維持論に立った。そして、信用組合論においては資本主義的商品生産への対応を重視しながら、その原型を反資本主義的報徳会に求めていた等々のことがある。品川は、「開明派」との対立から、一八八五(明治一八)年に農商務省を去るが、その背後に、「品川の政策方針と、漸次台頭する新興産業資本の勢力との衝突(2)」があったとすると、親資本主義的側面より反資本主義的側面が強く出ていたとも考えられる。なお、大内力は、品川について、「あまり感じのいい人物でない」、「品川という男はずるくて……」、「どうも少々インチキみみたいな感じがしてしょうがない」など、否定的な評価を下している(3)。選挙大干渉に対する嫌悪感が投影されているが、品川の二重の立場とも関連するのではないかと思われる。

この品川において注目されることは、大日本農会結成と信用組合法案提出である。信用組合論の内容と農本主義の関連については、平田東助において検討する。大日本農会は、一八八一(明治一四)年、会員七百余名で結成され、品川が幹事長となった。『大日本農会成績書』には、「大久保利通の政策を継承して、その遺志を実現せしものであった(4)」とある。つまり、大久保(開明派)の遺志を継ぎ、品川(保守国粹派・当時農商務小輔)が幹事長になったのである。これは、大日本農会の基本路線に、「開明派」の大農化・欧米農法移植路線と「保守国粹派」の老農・耕作農

民維持路線が、矛盾的に含まれていたことをうかがわせるものである。そもそも、大日本農会は、「開明派」が老農利用のために奨励した農事会、共進会、農談会、勸農会などの延長線上で結成されたものである。勿論、各地の農談会等は、官僚が奨励する以前から活動を行っており、老農中心の自主的団体であった。しかし、大日本農会の成立経過を見ると、東洋農会(下総牧羊場の卒業生の組織)、東京農談会(三田育種場員の組織)、混同農会(駒場農学校現業科の卒業生の組織)、開農義会(官吏中心の民間団体)の合流で、成立している。つまり、これらの団体は、欧米農法移植を研究する公的組織である牧羊場、育種場、農学校などを母体とするものであった。そこに、伝統農法の実践者が加わったのである。だから、大日本農会は、当初から半官半民的団体であったのである。なお、品川は東京農談会の会員であった。

ところで、結成時の会員構成は、名誉会員(三四名、三条実美など政府高官が多数入っている)、特別会員(一七五名、少数の老農、他は農商務省官吏など)、通常会員(三〇九名、老農・地主など)から成っていた。会費は年額一円二〇銭であり、当時の農村においてこの額を拠出できるのは、地主(老農、豪農)以外にいなかった。しかし、老農が中心の通常会員には、議事の権限が与えられていなかったのである。だから、大日本農会は官優位の半官半民団体であった。奥谷松治は、会員の年次別増減表を作成しているが(5)、入会者数は結成翌年の約四千人をピークに、低下している。注目されるのは退会者数の推移であるが、明治一六年から三年間、毎年一千名を超え、その翌年には二千五百名を超えるに至っている。官吏会員には職務的縛りがあるだろう。だから、非官吏の退会者が多かったと思われる。この会の目的は、農事知識・経験の交換にあり、農政にわたる活動は禁忌されたのである。具体的には、「大日本農会報告」の発行、大小集会の開催、農産品評会の開催、農芸委員会の設置、三田育種場の経営、支会活動等の事業を行った。そこで問題となるのが、老農の伝統的農法と欧米農法の関わりである。そこで、参考のため、「開明派」の路線から設置された農事修学場(後の駒場農学校)の入学規則を見ると、「夫レ、本邦従来、農事ニ所長ナキニアラザレドモ、其技術、世々習慣ニ因ッテ続キ来リシ者ニテ、実験ノ学理ニ乏シキヨリ、進歩改良ノ基相立タズ、偶然、今日ニ推移リシ者ナレバ、此俟自為ニ任セ置テハ、終ニ農業ノ振起期シ難ク、必ズヤ技術学理相切シ相進ムノ方法ヲ講究セザルベカラザルコト、此今日ノ要務ニシテ、乃チ之レヲ講究スルニ於テハ、広ク之ヲ欧米ノ諸国ニ採ラザルヲ得ズ(6)」と記されている。すなわち、駒場農学校開校の目的は、欧米農法の学理・実験を導入し、日本農法の技術・習慣を改良することであった。教師のなかには老農船津伝次平がいたが、飯沼二郎によれば、「生徒の大部分が、農業に全く経験のない武士の子弟(7)」であり、「船津ごときから学ぶ意志の全くなかった(8)」ことが指摘されている。勿論、大

日本農会においては、名誉会員、特別会員が、老農を露骨に見下すことはなかったであろうが、基本的には欧米農法を重視したのであって、老農農法を重視したのではなかった。しかし、通常会員においては、状況は違っていたであろう。そもそも、欧米農法には、稲作の研究蓄積がなかったのである。学ぶべきことは学ぶ柔軟な発想を持つ老農たちではあったが、少なくとも稲作農業を欧米農法に任せることなど、考えることもできなかったであろう。実際、駒場農学校の外国人教師の講義は、直ちに日本の現状に適応できるものではなく、卒業生には、日本農業に関する知識が身に付かなかったのである。この両農法の理論的調停の役割は、駒場農学校卒業生であった横井時敬の農学が果たすことになる。こうして、大日本農会には、老農農本主義、開明派による老農利用主義、保守国粹派による保守官僚農本主義が混在していたと言えよう。これが老農の地主化に伴い、官主導の地主中心の団体としての性格を明確にしていくことになる。それを決定的に示すのが、一八九九(明治三二)年の農会法発布であり、一九一〇(明治四三)年の帝国農会の法定である。この大日本農会から農会、帝国農会への変身は、保守官僚農本主義の確立を示すものである。すなわち、老農思想の官製化から地主思想の官製化へと展開するなかで、保守官僚農本主義が確立するのである。

この大日本農会は、豪農、老農、地主層の組織化を意図したものであったが、信用組合法案は、より下層の耕作農民の組織化を意図したものであった。品川は、一八七〇(明治三)年から六年間、渡吹するが、平田東助と合流し、ドイツの協同組合運動に注目するのである。帰国後、構想を暖めていたが、松方デフレによる中産以下の小農小商工の激しい没落現象を見ることで、法案提出を決意するのである。小農没落現象については、パウエル・マイエツトが、「年々の平均小作地増加反別を僅に耕地総反別の二部五厘とするも、自作農民は……明治二十四年の今日より起算すれば、二十箇年の後、全く消滅する割合なりとす(9)」と指摘している。マイエツトは、一八九一(明治二四)年時点の耕地所有規模別農家割合を算出しているが、一町五反以上が一四・七%、一町五反以下八反が二九・四%、八反以下が五五・九%であった。過半数を占める八反未満層とは、小作農をさしている。品川と平田は、この小作農の激増現象を、優勝劣敗の競争経済下においては不可避なことと考えていた(10)。だが、彼等にとって、商品貨幣経済の浸透は後戻りできない事実であり、競争経済そのものを否定するわけにはいかなかった。問題は、小作農が競争条件を有しないことであった。だから、経済の競争構造に小作農が参入できる条件を与えることで、没落を未然に防ぐ社会政策を充実させようとしたのである。それが実現できなければ、社会不安が増大し、明治政権の根幹が揺らぐことになるのである。また、同年、松方内閣の内務大臣となった品川にとって、内務省が進めてきた「町村制」(一八八九、明治二二年四月施行)を確立する上で、小作農を安定さ

せ、自治の精神を啓発し、町村経済の発展を図ることが急務であった。この自治精神涵養機能と信用組合的機能を兼ね備えていた日本型信用組合の原型として品川が目撃したのは、報徳社である。品川は、「明治十三年東北視察の際、福島県中村に在る尊徳の墓に参詣し、尊徳の門人富田高慶を訪ひて尊徳の事蹟を聴き、又明治一六年には静岡県に於て報徳社運動に従事しつゝあった尊徳の門人福山瀧助をわざわざ東京に招いて其道を尋ね(11)」ている。また、富田の『報徳記』を農商務省から刊行し、岡田良一郎起草の大日本報徳社草案の一部を農商公報号外として頒布している。品川は、報徳思想に強い関心を抱いていたのである。だから、信用組合論と農本主義の関連は、信用組合論と報徳思想の関連として検討することができるのである。

さて、品川と平田東助(一八四九～一九二五、嘉永二～大正一四年)の信用組合論を集約したのが、平田東助・杉山孝平『信用組合論』であった。その第十章として、「日本現在の信用組合、報徳会」が設けられている。平田は、報徳社を「勤勉と徳行とを奨励するにあるのみ。而して之を奨励するが為めには、博愛家、徳行家、富豪者をして資本を醸出せしめ、以て社資を造り、毎年数回若くは毎月社員中より投票に由り、最も徳行に富めるもの数名を精選し、社資の幾分を貸付し、或は田畝或は農具を施与するを定法とす(12)」と捉える。報徳社は単なる金融会社ではなく、各人の分度・節約で生じた余剰の(推譲)の発現形態であった。この(推譲)は、公共の目的のために譲るのが最善とされていたのであり、すなわち徳行であった。こうして、平田は、「報徳学と称する処のものは、個人主義にあらず国家主義にあらず、実に一種の社会主義なり。……ヨーロッパ社会党論と異なるは、分度の法に由りて現存の社会秩序を固持し、其変易を図らざるにあり(13)」と言う。平田は、「曰く道徳上、社会上の目的、曰く公共経済上の目的、曰く町村財政上の目的、曰く経済教育上、徳育上の目的(14)」など、報徳社の目的・精神については肯定的に評価するが、その方針・手段については、優勝劣敗の競争経済下では「大に改良を加えざるべからず(15)」と考える。改良すべきこととして、第一に、(推譲)の持つ社会的意義を認めつつ、(分度)から得た余剰を「生産上進取競争の資に投ぜざる可らず、之を個人進歩的の事業に投ぜざるべからず(16)」として、個人主義的に再解釈したことがある。平田は、二宮の思想を「保守的社会経済主義」と捉え、それを「進歩的個人経済主義」に転換させようとするのである。第二に、個人経済の目的は、分限の生活を保守することではないとして、生計進歩、財産増殖に力点を置いたことがある。第三に、「個人的進取の経済社会」においては、慈恵金の寄付は減少する傾向にあるのに、報徳社は「博愛家、徳行家、富豪者」に期待している。こうした「慈恵の資本に依頼するの念を断ち、営利資本を利用して低利の資本を社員に貸付する(17)」という改良を加えようとするのである。

これへの反論も出る。なかでも、高橋昌・横井時敬『信用組合論』が最も体系的批判を展開していた。伊東勇夫は、「本文執筆は高橋・横井の筆になるものではなく、当時、農商務省の農務課長であった渡部朔と、……参事官・法学博士織田一の執筆である(18)」と指摘している。勿論、渡部と高橋・横井は意見が一致していた。なお、平田はマイエットと同門であり、渡部、横井はフェスカに師事していた。彼等の論争は、シェルチェ方式(品川、平田)対ライフアイゼン方式(渡部、横井)という理論論争であったが、同時に内務省対農商務省という政策論争でもあった。なお、シェルチェ方式の原則は、①組合区域を制限しない、②一人二組合加入を可とする、③組合員は出資する(持分制)、④三カ月の短期貸付を行う、⑤役員は有給とする、⑥銀行業務を行う、⑦益金は、一部を準備積立金とし、残余を組合員に利益配当する、というものであった。これに対するライフアイゼン方式の原則は、①組合区域を制限する、②一人二組合加入を認めない、③資金は出資によらず、無限連帯責任で借入し、利益配当を行わない、④最長二〇年の長期貸付を行う、⑤会計を除く役員を無給とする、⑥正金取引以外の銀行業務は行わない、⑦組合員への利益配当を行わず、組合資本として積立て、余裕があれば公共事業に使用する、というものであった。高橋・横井は、平田の信用組合論が、組合員の持分をもって事業資金とし、利益配当を行う点に注目し、平田の信用組合が「利を以て人を誘ふの組織」であり、「組合の本旨を離れ」と批判する(19)。

どちらが優れており、どちらが農民に適合的であるかといった検討を行うのが、本論文の課題ではない。農本主義との関連が課題なので、シェルチェ方式とライフアイゼン方式を報徳社方式と比較してみよう。上記の七点における報徳社方式は、①町村支社を設けており、加入区域が制限されている、②一人二支社加入はない、③報徳金は、土台金(官庁の恩賜金、社よりの分与金、寄付金)と使用資本(加入金、別途加入金)から成り、借入金で構成されていない、④五年、七年、一〇年の長期貸付を行った、⑤役員は無給である、⑥銀行業務は行っていない、⑦社員への利益配当は行わない、というものである。上記七点において、報徳社方式はライフアイゼン方式と一致していた。だから、横井や渡部の信用組合論の方が、老農農本主義に立脚する報徳社方式に近いのであった。この品川・平田と横井・渡部の差異に関連して、伊東勇夫は、横井・渡部が「平田・杉山より商品経済の発展と貨幣経済の展開の線上で協同組合を考える思想に乏しかった(20)」と見る。また、品川・平田が「寄生地主制の成立過程を貧富の分化と社会不安(21)」としてつかんだが、横井・渡部は「地主制の成立をより安定社会への移行としてつかみ、地主の主導する小農の組合を考えていた(22)」と指摘している。品川・平田が小商品生産者としての自立のための信用組合を考えたのに対して、横井・渡部は地主の資金拠出に期待する地主主導の信用組合を考えていたのである。なお、第二帝国議会は、審議未了で

信用組合法案を廃案とした。その後、農商務省が産業組合法案を提出し、成立するが、それは横井、渡部の主張したライファイゼン方式であった。

このように、品川や平田の信用組合は、報徳主義の改良であった。こうして、自給を基本としたはずの老農農本主義が、品川・平田の保守官僚農本主義に取り込まれると、資本主義的商品経済に適応すべきものとされる。その限りで、保守官僚農本主義とは、国家主義的に老農農本主義を資本主義に適応させる試みであったと言えよう。しかし、改良点は、報徳社方式(老農農本主義)の根幹に触れることであった。その点を重視すれば、品川・平田の保守官僚農本主義は、農本主義ではなく反農本主義であるということにもなる。確かに、農本主義は反近代主義を基本に持つ。しかし、私は、品川・平田の信用組合論に見る近代主義的傾向も、農本主義を構成する一つの要素となっていると考えている。近代主義的傾向も、農本主義のなかに位置付けられている限りにおいて、全体として農本主義なのである。そもそも、農業の小商品生産には、小生産としての自給的性格と商品生産的性格の二重性がある。その商品生産への対応という考え方は、老農農本主義にも教学農本主義にも指摘された合理的側面に基づくものなのである。

註

- (1) 菅野正「農本主義を考える」、日本村落研究学会『村落社会研究』第五号、農山漁村文化協会、一九九六年、四頁から引用した。ロッシェル『農業経済論』(邦訳、明治一九年)の序を品川が書いている。そこからの引用である。
- (2) 奥谷松治『現代日本農政史論』、育生社、一九三八年、四六～四七頁
- (3) 「回顧座談会」(『農林水産省百年史』上巻、一九七九年)における大内力の発言である。
- (4) 奥谷松治『現代日本農政史論』、育生社、一九三八年、一二九頁
- (5) 奥谷松治『現代日本農政史論』、一三〇～一三一頁
- (6) 飯沼二郎「日本地産論解題」、『明治大正農政経済名著集』第二巻、農山漁村文化協会、一九七七年、六頁
- (7)～(8) 飯沼二郎「日本地産論解題」、『明治大正農政経済名著集』第二巻、七頁
- (9) パウル・マイエット「日本農民ノ疲弊及其救治策」、『明治大正農政経済名著集』第三巻、二〇一頁
- (10) 平田東助・杉山孝平「信用組合論」では、「優勝劣敗の生存競争は益々其熱度を加え、経済上の変動は頻繁ならざるを得ざるなり。優者は忽ちにして産を失ふに至るは自然の定数にして、……」と論じられている。『明治大正農政経済名著集』第四巻、農山漁村文化協会、一九七七年、六〇頁
- (11) 奥谷松治『現代日本農政史論』、四六頁

- (12) 平田東助・杉山孝平「信用組合論」、『明治大正農政経済名著集』第四巻、一一五頁
- (13) 平田東助・杉山孝平「信用組合論」、一一六頁
- (14) 平田東助・杉山孝平「信用組合論」、一二七頁
- (15) 平田東助・杉山孝平「信用組合論」、一一六頁
- (16) 平田東助・杉山孝平「信用組合論」、一二六頁
- (17) 平田東助・杉山孝平「信用組合論」、一二七頁
- (18) 伊藤勇夫「解題」、『明治大正農政経済名著集』第四巻、農山漁村文化協会、一九七七年、一一頁
- (19) 高橋昌・横井時敬「信用組合論」、『明治大正農政経済名著集』第四巻、農山漁村文化協会、一九七七年、一六四頁
- (20)～(22) 伊藤勇夫「解題」、『明治大正農政経済名著集』第四巻、一五頁

### 第三節 老農農本主義の地域的实践 — 石川理紀之助の農民組織化

秋田県山田村の老農であった石川理紀之助(一八四五～一九一五年、弘化二～大正四年)の宗家である奈良家も、村役人層の家柄であった。ここでは、石川の農民組織化を通して、老農と農民耕作性の関連を検討する。ところで、この老農が注目を集めるのが明治一〇年代、二〇年代前半であり、「老農時代」と言われる。この時期は、既述のように、「開明派官僚」の近代産業化路線、すなわち、欧米の優良品種導入、欧米農法の導入、大農論などが推奨され、その日本への定着化が老農に期待されたのであった。その際、老農の西洋農学に対する評価は一様ではなかった。例えば、林遠里は陰陽説を根拠に、寒気は陽の元だと考え、稲刈を寒水・寒土中に置くことで増産が図れるとする「寒水浸・土圃法」を主張していた。これは西洋農学を学んだ者にとっては、認め難いことであった。にもかかわらず、林農法は増産をもたらしたのである。これを批判したのは、駒場農学校で西洋農学を学んだ酒匂常明と横井時敬であった。横井は、林農法が「寒水浸・土圃法」を除けば、福岡地方の農法そのものだと指摘するのである。つまり、増産をもたらしたのは、「寒水浸・土圃法」ではなく、福岡農法だということである。横井は、西洋農学を優位としながら、老農農法を鍛え直そうとするのである。だが、林はそれを認めず、最後まで西洋農学を受け入れなかった。それも老農の態度の一つである。しかし、駒場農学校の教師であった老農船津伝次平は、西洋農学をいかに老農農法に取り込んでいくかに努めていた。駒場教師としての立場がそうさせたとも言えるが、磯部俊彦によれば、その基礎には、船津が若いころ学んだ「関流和算」の知識があったようである(1)。二宮尊徳や中村直三の考え方にも、計算合理主義的性格が指摘できることは既に述べた。多くの老農は、ただ伝統的農法を墨守しているのではなかった